

令和5年第4回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第2日目)

令和5年12月13日(水曜日)

午前 9時30分開議

第10 一般質問

- 第6 議案第71号 令和5年度訓子府町一般会計補正予算(第9号)について
- 第7 議案第72号 町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第73号 訓子府町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議案第74号 オホーツク町村公平委員会規約の変更について

追加日程

- 第1 議案第77号 令和5年度訓子府町一般会計補正予算(第10号)について
- 第2 議案第78号 訓子府町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○出席議員（10名）

1番	山田	日出夫	君	2番	渡邊	智大	君
3番	西森	信夫	君	4番	吉野	美香	君
6番	村口	鉄哉	君	7番	谷口	武彦	君
8番	余湖	龍三	君	9番	大野	良弘	君
10番	泉	愉美	君	11番	北川	克良	君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	伊田	彰	君
副町長	森谷	清和	君
総務課長	硯見	康之	君
総務課参与	高橋	誠	君
企画財政課長	篠田	康行	君
企画財政課業務監	本庄	朋美	君
町民課長	山田	英知	君
福祉保健課長	坂井	毅史	君
福祉保健課業務監	関口	好子	君
農林商工課長	大里	孝生	君
建設課長	荒沢	直樹	君
建設課業務監	河端	健	君
上下水道課長	森田	繁光	君
会計管理者	今田	朝幸	君
教育委員会教育長	林	秀貴	君
教育次長・管理課長	高橋	治	君
子ども未来課長	伊原	こずえ	君
社会教育課長・図書館長	佐藤	貴裕	君
農業委員会事務局長	今田	和則	君
監査委員	平塚	晴康	君
農業委員会会長	細川	孝雄	君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	中村	隆広	君
議会事務局書記	奥山	結衣	君

◎開議の宣告

○議長（山田日出夫君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は全議員の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりです。

なお、館山選挙管理委員会委員長から本日欠席する旨の報告がありました。

◎議会運営委員長の報告

○議長（山田日出夫君） ここで議会運営委員長から今後の議会運営について報告をお願いいたします。

○議会運営委員長（谷口武彦君） 皆さんおはようございます。

それでは、ただいま議長からのご指示がありましたので、議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本日午前9時から議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会における追加議件の取り扱いについて協議をいたしました。

議件につきましては、すでに皆さまのお手元に配付されておりますとおり議案第77号 令和5年度訓子府町一般会計補正予算（第10号）についておよび議案第78号 訓子府町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての2件であります。

議会運営委員会で協議しました結果、本定例会の日程に追加することに決定いたしました。

なお、追加議案の審議につきましては、日程第9、議案第74号、オホーツク町村公平委員会規約の変更についての採決の後、行うことといたします。

以上のとおり議会運営委員会で決定いたしましたので、議員ならびに説明員の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げ、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（山田日出夫君） 委員長、ご苦労さまでした。

◎日程の追加

○議長（山田日出夫君） お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長から報告がありましたとおり追加議案として提出されました議案第77号 令和5年度訓子府町一般会計補正予算（第10号）についておよび議案第78号 訓子府町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての2件を日程に追加したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

よってこの際、議案第77号および議案第78号を日程に追加することに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（山田日出夫君） 日程第10、昨日に引き続き一般質問を継続いたします。

6番、村口鉄哉君の発言を許します。

村口鉄哉君。

○6番（村口鉄哉君） 6番、村口です。通告書により一般質問を行います。

それでは、大きい項目の一つ目、第5次訓子府町行政改革大綱の進捗状況について。

令和3年2月に策定された第5次行政改革大綱の基本方針の中で「2. 健全な財政運営」
「(3) 各種事業等の再構築」の説明文の中において、ビルド&スクラップの推進を行い、
各種事業などを見直し、再構築を図る必要があるとうたっています。

その進捗状況について伺います。

1、ビルドについて、5月から伊田新町政となり、はや7か月を経過しましたが、行政
改革大綱と公約を含めた達成度や進捗の状況は。

2、スクラップについて、来年度以降の事務事業の廃止の状況は。

以上、2点について、町長に伺います。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） ただいま「第5次訓子府町行政改革大綱の進捗状況について」2
点のお尋ねがございました。

1点目に「ビルドについて、5月から新町政となり、はや7か月を経過しましたが、行
政改革大綱と公約を含めた達成度や進捗の状況は」とのお尋ねがございました。

私は「くねっぷを守る6つの政策」を基本的方針に掲げさせていただき、就任の5月
以降、町民の生活を守る施策を優先的に進めてまいりました。

それらのうち、新規事業および拡大事業をビルドとしてお答えさせていただきますと自
治体LINEシステムの導入、子ども医療費助成の高校生までの拡大、農業者支援、物価
高騰対策の各事業がございました。

2点目に「スクラップについて、次年度以降の事務事業の廃止の状況は」とのお尋ねが
ございました。

今年度については、地域活性化チャレンジ事業、農業生産法人育成事業補助金、自主防
災組織育成支援事業補助金の3事業を廃止、もしくは統合いたしました。次年度につき
ましても、時代の変化に応じた新たな地域課題に対応するため、優先度の高いものを取捨
選択しなければいけない点を念頭におきながら、予算編成の中で検討し、整理してまいり
たいと思っております。

行政改革推進計画において「ビルド&スクラップの推進」は「各種事務事業等の再構築」
の推進項目としており、その取り組み内容に「事務事業見直し」と「各種補助金・負担金
の適正な執行」の二つを挙げております。

事務事業見直しについては、今後、各業務の課題整理を行い、事業の見直しやデジタル
も含めたさまざまな方法で課題解決を図っていきたくて考えております。

また、各種補助金・負担金の適正な執行については、現在、既存の補助事業について調
査を行っているところであり、取り組みを進めてまいりますのでご理解をいただきたいと
思います。

以上、お尋ねのありました2点についてお答えをいたしましたので、ご理解賜りますよ

うよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 村口君。

○6番（村口鉄哉君） 私の方から、今、回答いただいた中で再質問をさせていただきたいと思ひます。

まず1点目、町長の答弁ありましたそれぞれ自治体ラインシステム導入、子ども医療費助成の高校までの拡大、農業者支援、物価高騰対策の各事業というふうにご答弁をさせていただきました。この内容については大綱についてはかなり広範囲ですので、私としてはここに出ております農業者支援にちょっと項目を当てて質問をさせていただきたいと思ひます。

行政改革大綱の11ページと12ページに基本方針として、健全な財政運営、その下に五つの基本項目があります。その中の各種事業の再構築について何点か再質問をさせていただきたいと思ひます。

その中の私が項目として今回再質問させていただきたいのは、移住定住の項目について主に行っていきたいと思ひます。

行政改革大綱の12ページの下段に、人口減少の歯止めをかけ、移住定住者対策を促進することで税収を確保するほか、地域経済の活性化を図るため、新たな視点でまちづくりを進めますとうたっています。

一方で、令和3年7月27日に作成された実質化された人・農地プランの9ページにあります新規就農者の取り組み方針の中で、農業者は規模拡大し農家が存在する中で、新規就農者を受け入れできるような環境にないこともあり、積極的にとはいかないが推進を図るとあります。実際に移住定住を役場が推進するのかもしれないのか分かるようで分からないような文面であります。

これについて、町長の農業の移住定住の推進についてお伺ひいたします。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 今、行革大綱と人・農地プランの一部分の農業者対策の部分でご質問ございました。

非常に計画自体の大綱等も含めて、広い範囲でやってる部分がございます、移住定住で農業者対策として何をやるんだというところでいくと、今、新規就農者支援も含めて、さまざまな部分は実施してきているところで、人・農地プランになるとちょっと逆に言うところごく現実的なプランになってるかなというのがありまして、私はちょっと公約の中に具体的な活字としては残ってないですけども今の訓子府農業、系統の大規模化、系統以外のところをどうやって今後やっていくんだというところは訴えてきてたつもりでございます。そういった方々も経営体としては10歩まではいかないですけども、そういった部分があるということと、逆に言うと少し系統から外れてこられた方も、今年ちょっと確認をしたんですけども、そういった特に無農薬でやっていくというような方もちょっと見られるということもありますので、今後になります今回の大綱と人・農地との整合性の部分は別にして、今後そういった対応をとっていかなければならないかなというふうには感じているところでございます。

○議長（山田日出夫君） 村口君。

○6番（村口鉄哉君） 今、町長が言われるとおりでと僕も思ひます。ただ、町長が答弁されたとおりの人数的には少ないと私も感じてます。実際、今の行政の感じでは、私の感じ

で申し訳ないですけども、今、既存の農家さんの後継者対策にかなり重点をおかれているのかなというふうには思いますし、そのとおりだと思います。ただ、これからは町が出している人口推計をちょっと少し述べさせていただくと、今10月現在では4,556人です。これが12年後の2035年には、町の推計で3,788人、それから人口問題研究会では3,516人と、800人から千人ぐらいの減少が見込まれるということです。ここで強く言いたいのは、やはり訓子府に移住して頑張っていきたいという方が多分近々、来年あたり、来たいという方が、担当課には既に相談がされていると思います。また、今、後継者がいない農家さんで自分の家族の方が手伝いに来て、10年後、引き続き農業やりたいという方も出てきております。そういう意味で、既存の後継者だけでなく今後の人口を極力減らさないためにも、積極的な、役場として支援はできないのか、町長のお考えをお聞きします。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 今、人口推計も含めて、後継者対策と新規就農者対策というようなご質問いただきました。村口議員言うとおりでございます。ただ何て言うんですか、そういった意味では、逆に補助的な支援というよりも、言うとなら販売システムをどうやって確立していくんだということが少しありまして、ちょっと昨年ですか、少し加工をやって販売にちょっとチャレンジしている経営体も農業者ではありませんけれども農業者付きの経営体というんですか、そういうところも見られたり、ちょっと逆に言うと、次の質問でまちづくり株式会社の関係の話もちょっと出されていますけれども、そういった意味では、そういう機能をどうやって作っていくか。町が主体的にできるかというとなかなか難しい部分あると思うんですけども、そういった意味ではそうやってやっていく。

それと新規就農の部分でいくと、どちらかというとなら新規就農の部分でいくと系統、系統外、関わらずやっていけるということがあります。

ただし、なかなか農地の取得等々については、非常にちょっと厳しい部分があるのかなというのはちょっと感じているところがございます。

どっちかというとなら後継者の部分の就農というとなら後継の部分が出てきてるところが中心となってるかなというので、そういった意味では、非常に初期投資がかかるかなというのが系統の場合はあって、なかなか難しいかな。ただいろいろな経営体が生まれてきているから、単に、これ性別では言えないんですけど、女のお子さんがその伴侶とともに後継に入るとかですね、そういった部分も出てきていますし、第三者継承の部分も若干であるけども話としてはお聞きしているところでもあります。

いずれにしても人口減少対策も含めて、そういったさまざまな農業形態を作っていくという思いは持っております。

○議長（山田日出夫君） 村口君。

○6番（村口鉄哉君） 今、何回も私の方もそうですし、町長の言われるとおりでございます。ただ、私がここでお願いしたいのは、町に今ある既存の支援策、訓子府町新規就農者等支援条例という形で今までに2件の、2件以上あるかわかりませんが、私が知っている限り2件の新規就農者が入られております。町にせっかくいいこういう支援策があるのに、実際に該当にならないような話が出ているとか、あと、せっかくこういう支援策があるのに、周知をされているかどうかはちょっとあれですけど、僕が聞いた中では、そういう支

援策があるとは知らなかったとかということを知っています。ですので、私は新たな支援とかと意味じゃなくて、せっかくないい支援策があると思いますし、新規就農としても大規模な農業にはかなりお金がかかると町長も答弁されたとおり、そのとおりだと思いますし、満足いくような支援は多分できないと思います。別海とか農協が最大限バックアップして新規就農でやるということは可能かもしれないですけども、本町にとっては多分それは不可能だと思います。ただ、何回も言うようですけど、町がいい支援策があるのに、きちんと周知をされてないというのは、私が1件しか聞いてないんですけども、ちょっと疑問が残ると。そういう部分で今度新たに出てくると思われまます就農者にはきちんと説明も含めてやっていただきたいと思います。隣町の話ですけども、私の知る限り、北見市端野町であります。これは何か2年前か3年前に大々的に新聞報道されて第三者継承されているようです。偶然にもその方は私がちょっと知ってる方で、内容についても電話で確認した内容でありますけども、来年にはもう既に農地も含めて購入されて機械も全部購入されて、もう完全に移行するというような話をされてました。その中で北見市役所、それからJAきたみらい、端野支所かなと思うんですけども、ほとんど事務的な作業はやっていただいたんで大変助かっているという話を聞いております。今回、第三者継承で入ってくるだろうという方については、役場、農協を含めて、なかなか良い返事がなかったというふうに聞いております。農家さん個人がやることですので、いろいろあると思いますけども、できる限り支援策というか、サポート支援について、やっていただけないのかなということで町長にお伺いいたします。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） ちょっと私の方から前半ちょっと町の支援策の周知の関係についてでございます。

どうしても何て言うんですか、町外から来られる方が大部分ということもありまして、そういった意味では、なかなか広報等については見られてないというところもあると思うんで、そういう意味では、少し相談を行政側にしてもらえようようなアピールというか、そういった部分を少し大事にしたいなというふうに思います。相談を受けたときには、さまざまな支援策というのは打ち出せると思いますので、そういった意味では、今後の課題として、そういった部分はちょっと捉えていきたいというふうに思っております。

○議長（山田日出夫君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 先ほど村口議員から質問のありました。うちの町の新規就農者支援条例、これで今まで支援してきた方は、先ほど村口議員2名と申し上げましたけども、新規参入で入ってこられた方で、うちの支援を今までしてきた方は3名いらっしゃいます。

その周知方法についてなんですけども、うちの町単独という条例で支援している部分と、このオホーツク管内でネットワークを張って新規参入者をつなぎとめるという二つの構えでやっております。周知方法が足りないという部分については、こちらも今後検討してまいりたいと思いますけども、うちの町に新規参入で入りたいというような相談というのは大体年間に1件あるかないかというところでございます。それはきたみらい農協は若干多いというような形になりますけども、どこで就農したいというような部分のご本人の希望、そこら辺に応じて、今、訓子府が入れますかと、そういった農地がありますかと

いう具体的なお話を聞いてからということになりますので、町のホームページとかで、一応外向きに新規就農したい場合とかの相談、なかなかそれが一発で見れるのかという部分はあるんですけども、そういったPRというのは、町のホームページ、きたみらいのホームページ、オホーツク総合振興局のホームページにはやっています。ただし、やっぱりその一発だけで済むかという話もありますので、やっぱり折を見て、町外から来る方にどうやって周知するのかという部分については、ちょっと今後の課題かなと捉えておりますので、ちょっとその辺は検討させていただきたいと思います。

条例に関してなんですけども、現行の条例では、これは平成、確か27年ぐらいに条例を制定したかと思いますが、若干やっぱりその条例というのもその当時に支援をするために設定したものですから、支援の内容とかという部分は、ちょっと時勢の変化についていけない部分もあるかと思いますが、その辺はこちらとしても合っていないところがあったら見直していきたいということで内部で話しておりますので、ちょっと考えていきたいなと思います。

最後に、農協との連携といった部分もありますけども、一応新規参入で来られた方、農協とは全くつながりたくないという方もいらっしゃるれば、農協さんのサポートを受けたいということも、2通りに分かれていますので、その辺に応じて私ども相談させていただいてますし、農協の組合員でやっていきたいというなこともあれば、その辺は、具体的に言えば、ふれあい相談グループと私ども農林商工課の農政係で最初からお互いに別々じゃなくて、その方から話を聞くというような体制は、もうかれこれ五、六年前ぐらいから体制としては整備しております。その辺はちょっと外に周知しているかといったら、そういうことはやっておりませんが、そのような形で現状対応しておりますので、先ほどの見直せるところは今後において検討していきたいという部分も含めて、回答といたしたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 村口君。

○6番（村口鉄哉君） 既に本町、先ほど何回も言ってます2件、2件でなく3件だということでもあります。そのうちの1件でありますけども、もう既に5年を経過して、その方については、いろんな形でボランティア活動、それから農協の青年部の役員、JAきたみらいの青年部の役員、そしてわが町のふるさとまつりの実行委員もやっていただいて活躍されています。何回も言うようですがですけども既存の後継者はもちろん大切だと思います。今、回答がありましたとおり、ぜひサポート支援について積極的な推進をお願いしたいと思います。

それで2点目の公約進捗状況について移らせていただきたいと思います。

新町政の公約達成度について、パーセント的には回答がありませんでしたけども、私的には、もちろん応援するものでありますし、投票の約7割以上多くの得票を獲得されております。積極的かつ新たな政策や事業を強力的に推進してほしいと思っていますところでは。

ここで昨日、西森議員の方から、7月広報の別冊で「よくわかる町の仕事」それからまたいろんな形で町民に対して周知をされている。それからホームページ、ラインなどを使いながら、私はある程度町民に周知はされていると思います。ただ、やはり町民の中には、先ほど町長言いましたとおり「広報を見てない」「支援事業を知らない」というような方も見受けられます。除雪の関係でも、建設課長が昨日「個別的な周知を行っている」と回答

しておりました。私的にはもう少ししぼった形の周知の仕方もあるんじゃないかということで、例えば、農業者については、先ほどの資金の貸し付けもそうですけども、JAの農協の職員に支援の内容の説明、それと事務所にパンフレットを置く、また商工業については、同じく商工会の職員への支援内容の説明、それから事務所に同じようにパンフレットを置くなど、もう一つの方法と思いますけども、町長のお考えを伺います。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） ただいま、住民に対する支援の関係でご質問をいただきました。

ここは非常に課題としては非常に永遠の課題になっているかな。必ず福祉分野も含めて、農業分野も含めて、行きわたらない。要するに町は、昨日も申し上げましたけど、広報で出してたらいいんだよということは現状ではなくて、やっぱり今、議員言われるとおりに、やってると思うんです。農業で言えば農協職員。商業で言えば商工会職員。そこと連携してバックアップなりサポートをしていくというのは、これは基本の基本で、非常にそういう意味では広くお知らせするのではなくて、狭い部分ではそういった形で、もし不足するのであれば、今後はさらに連携を強めていきたいというふうに思っております。そういった意味では、さまざまな媒体通じて、いろいろ職員も含めて努力はしているということはあると思うんです。でもやっぱり口伝えなり、住民の中で、職員がしゃべるのではなくて、住民の中での会話の中で出てくるのが一番伝わっていくのかなということがありますので、そういった意味では、自治会組織も含めて、そういった部分をさらにやっていかなきゃならないなというふうには思っております。

○議長（山田日出夫君） 村口君。

○6番（村口鉄哉君） 今、町長が答弁していただいたとおりで私も思います。今回の補正でも新規就農者等の20万円の関係で補正がされておりました。多分該当者だとは思いますが、町長が言われたとおりに、偶然にも私、秋のマルシェで公民館で開催されたときにその方と会いました。「申請したの」と言ったら、数人の友人から「お前出したか」ということで言われたそうです。ですので「出したよ」というふうに言っております。町長が言われるとおりにだと思います。やっぱり周りの人が気づいたら細かい内容はいいとしても「こういうのがあるんだよ」と言っていたらいいような環境づくりがあればいいのかなというふうに思います。

次の部分でありますけども、先ほどの新規就農者も含めてですけども、ちょっと町長もちらっと言っていましたまちづくり株式会社、内容ではありません。隣町の津別町ですけども、まちづくり株式会社、どんな内容をやっているか、私もわかりませんが、そこでホームページを作って、チャレンジ津別という形でインターネットのウェブサイトを開設して周知をしております。また、道内では珍しいんですけども、人口が上昇している南幌町においてもインターネットを利用して周知をされております。基本的に違うとは思いますが、既存のものに頼らないような形の周知の仕方もあるんじゃないかなということで、町長にお伺いいたします。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） いろいろ周知の問題でありました。そういった意味では、町のホームページって、いっぱい情報があって、どこにたどり着くんだ、多分もう何年か前ですね、五、六年前にかなり1千万円まで言わないですけど、かけて階層立てをしないように、

なるべく早くいけるようにということで、やってはいるんですけども、やっぱり情報量非常に多い。今言われた津別、南幌あたりは、それに特化したことをやってるから、一つのことをドンと出せるというところがあって、そこはうちのホームページも含めて、またさらなる見やすさも含めて、進めていかなければならないかなというふうに思っております。多分あと数年でホームページのシステムもまた見直しになると思いますので、その辺は十分考慮しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 村口君。

○6番（村口鉄哉君） よろしくお願ひします。提案とかなんとかではないんですけども、一つの私が考える私案ということでちょっと聞いていただいて、それに町長の見解をちょっと聞かせていただければと思います。

最後の質問ですけども、これも南幌町の話ですけども、南幌町には年間を通して小さなお子さんが室内で遊べる施設「はれっば」という名称の自由に遊べる施設があるみたいです。訓子府にはそういう施設はありませんし、施設を建てるためにはかなりのお金がかかります。ですので、例えば、プールについては、冬季間利用はされてない。広さ的にも結構ある。水が張ってる部分は、下がっておりますけども、施設改修をして、多少の事業費はかかるとは思いますけども、構造的な部分、それから周りのベンチそれからワンフロア、これはワンフロアということは、親御さんも自由に遊んでる子ども監視できる。また天井も高いですし、遊具も設置できるんじゃないかと。あとは私は実際にその場に行ったわけじゃないですけども、今年はちょっとやってるかどうかわかりませんが、2日間公民館の講堂を利用して「木育ランド」をやって盛況だというふうな話も聞いております。そんな遊具も含めて考えてはどうかなということで、町長の見解をお伺ひします。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） そういった意味では、非常に私は訴えなかったですけど、子どもの室内遊戯場的な部分の発想はいろいろとあるかなというふうに思っています。近隣でいくと北見市のパラボの中でワンフロア使って、あれが多分3億から4億ぐらいの事業費でやったかなと思いますんで、ちょっともう子どもがそのぐらいの対象の子どもがいないんで、行ったことはちょっとないんですけども、そういった意味では、さまざまな提案もいただきながら、地域の方のご意見も含めて、そういった部分の考え方もあるかなというのは、意見としてはお伺ひいたしましたんで、私から直接やるやらないという話にはなりませんので、そういった意味では、さまざまな意見を今後集め、集めるというか、お聞きしながら、いいまちづくりに向けて進めていきたいなと思っております。

○議長（山田日出夫君） 村口君。

○6番（村口鉄哉君） それでは、2点目の方のスクラップについて、再質問させていただきます。

現在、職員が抱えている仕事量は私が思うにはかなり多いんじゃないかなということで、一般に公表されているふるさと納税の関係で事務的なミスがあり、私が思うには、事務量の関係、それから事務分担の関係でミスが生じてるんじゃないかなと思います。私がミスをした職員を悪くという意味ではないです。私も含めて人が行うことですので、ミスはあり得ます。ですので、職員がどうのこうのということではなくて、極力少なくするために、やはり先ほどの回答にありましてとおり、私は積極的にスクラップ、やめていくというよ

うなことが必要でないかと思ひますし、昨日の町長の回答で渡邊議員の中だと思ひますけど、30年も続いてる組織、それから踏襲されてる仕事を改革したいんだということも私思ひますし、ぜひやっていただきたいと思ひます。ですので、ここで渡邊議員の方からも組織改編の話が出ておりました。内容についてはまだ決まってないということでもあります。それについてぜひ積極的なスクラップ、廃止を含めて整理をしていただきたいと思ひます。ただし、私がここで強く言いたいのは、新しいもの、古いもの、それなりに作ったり廃止したりというのは必要だと思ひます。ただし、町民から税、使用料を徴収している部分については、やはりこの部分は正確を期しなければならないというふうに感じております。ですので、組織改編にあたっては、職員を税に関する部分については、減らすことなく、適切な事務処理ができ、適切な人員を確保べきと考えますが、町長のお考えをお伺ひします。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 今、スクラップの部分の関係でちょっといろいろご意見もいただきました。そういった意味では、ちょっと大きな2点目の質問にもちょっと関係してくるんですけども、自治体DX、Xの方ですね、トランスフォーメーション、これ自体はやっぱり仕事のやり方をどう変えていくか、だからそこで今やっぱり事務量的には非常に新しい事業がどんどん出てくるっていうことがあって、ふるさと納税もしかりですけども、もう10年前はなかった事業をやっていかなきゃならないということがあるんで、そういった意味では膨らんでくるなというの思ひます。ただ言われるように過去ずっとこうやってきたものに対して、それを今やめることができるかというの大きな議論が必要かなと思ひますので、今言われてるのは要するにやり方をどう変えるか、どう効率化するかというのを言われてますんで、空いた時間を住民との対応に振り向けましょうというような部分がありますので、議員言われるところの税務職の部分でございんですけども、これはもう明らかに町の信頼関係というか、信頼とか信用、信頼、その部分につながる部分で、ここは非常に大きなミスイクと言いつつもヒューマンエラーのミスイクと言いつつ、大きな波紋を呼ぶところ。どちらかという治外法権というか、税務職ってちょっと別な税法上のしぼりもありますので、そういった意味では、重々勘案しながら改革の方に結びつけていきたいというふうに思ひしております。

○議長（山田日出夫君） 村口君。

○6番（村口鉄哉君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、大きい項目の二つ目で自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進の考えについて。

自治体DXの推進に向けた取り組みについて、総務省から通知や指示がされていると思ひますが、本町における各種届け出のオンライン申請やマイナンバーの活用など、他の地方自治体でも進められていることから、自治体DXの考えについて伺ひます。

- 1、自治体DXは、いつごろから実施を考えているのか。また、そのスケジュールは。
- 2、企画財政課の事務分担に「DX推進」とあるが、その推進の内容は。

町長にお伺ひをします。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） ただいま「自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）」

推進の考えについて」2点のお尋ねがございました。

1点目に「自治体DXは、いつごろから実施を考えているのか。また、そのスケジュールは」2点目に「企画財政課の事務分担に『DX推進』とあるが、その推進する内容は」とのお尋ねがございましたが、関連いたしますので、あわせてお答えをさせていただきます。

DXは、デジタルトランスフォーメーションの略語、その意味は「ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面で良い方向に変化させること」と言われております。

国は、令和2年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を閣議決定し「デジタルガバメント実行計画」および自治体が重点的に取り組むべき事項や、国の支援策等を取りまとめた「自治体DX推進計画」を策定しました。

この「自治体DX推進計画」では、自治体が重点的に取り組むべき事項6点が示されています。

この重点取組事項に関する本町の現在の状況をお答えいたしますと、1点目の「自治体フロントヤード改革の推進」では、行政手続きオンライン化について国が特に利便性向上に資するとした手続きのうち、27手続きと転入手続き関係について既に対応しており、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン申請が可能となっています。

2点目の「自治体情報システムの標準化・共通化」については、国が目標期限とする令和7年度末までの移行完了に向けて準備業務を進めているところでございます。

3点目の「マイナンバーカードの普及促進・利用推進」については、マイナンバーカード普及促進の取り組みを進め、11月末時点の本町の人口に対する申請件数率は79.7%となっています。

4点目の「セキュリティの徹底」では、情報セキュリティを取り巻く脅威や対策は常に変化しており、本町においても情報セキュリティポリシーを策定しておりますが、今後も継続的に見直しと対策の徹底を図ってまいります。

5点目の「自治体AI・RPAの利用促進」については、職員からも作業時間の負担が多いとの声が聞かれていた会議録や議事録作成において、業務効率化が期待できる「AI文字起こしツール」を現在、試行的に利用中であり、導入に向けた検討を行っております。

6点目の「テレワーク推進」については、交付金を活用し、テレワーク用パソコンなどの環境整備を行っているところでございます。

その他、重点取組事項以外では、町民の利便性の向上、サービスの充実を図るため、母子手帳アプリ、保育園システム、自治体ラインシステムを既に導入し、運用をしているところでございます。

このように、既に個別の取り組みを進めておりますが、今後は全庁的・横断的にDXを推進していく必要があるため、本年7月に担当部署を設置いたしました。

国はDX、自治体DX推進手順を、ステップゼロの「DXの共通認識・機運醸成」からステップ3の「DXの取り組み実行」までの4段階で示していますが、本町はステップゼロの段階にあり、まさにここからのスタートと考えております。

本町の目指すビジョンやスケジュールも含めたDX推進の方針および取り組み内容につきましては、今後検討していくこととしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、お尋ねがありました2点につきましてお答えをいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 村口君。

○6番（村口鉄哉君） DX、私も実は聞いたのは今年の10月24日東京、それから11月8日の札幌。これは監査委員の研修会でDX、内容は全くわかりませんでしたので、それに対する監査委員としてどうだという研修でありましたので、内容は全くわかりませんでした。

内容入る前に、町民の方からよく言われるので、行政用語が多すぎて何言ってるかよく分からない。典型的にこの内容だと思います。回答していただいた内容が悪いとかいいとかって話ではなくて、町民がやはり分かるような形の説明の仕方もあるんじゃないかなということで、その点について含めて説明を考えていただきたい。これは私これからちょっと質問で言いますけども、そういうことでもう少し町民に理解された部分の説明の仕方があると思いますし、質問したいのは、令和7年度で完了して本町として8年度から一部だと思うんですけども、スタートするのかどうかお伺いします。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 自治体DX、先ほど答弁でも申し上げましたけれども、前段最初、行政用語の話から非常に、国がと言ったら怒られますけど、横文字が非常に多くなったということがあって、DXって何って、デジタルトランスフォーメーションって、英訳しても何それというところがあって、そういった意味では、どう日本語に置き換えながら説明をしていくかというところは新しい課題として捉えていきたいというふうに思います。

具体的な部分の話でした。標準化、共通化の部分で申し上げますと、自治体業務20業務、基幹20業務の部分についてはR7で、これ国の法律で決められてまして、R7完成のR8、4月から実施ということで、ちょっと今年、法律改正があって、多分、本当の政令指定都市とか、そういうところは全然ついてこれてない。非常に国の標準化の部分の仕様書の出し方も非常に遅れてて、うちの部分でも少し遅れが出てるとというのが実態としてあります。

例えば戸籍の外字なんて言ったら、基本の部分はあるんですけど、各ベンダーさんで外字の内容が、内容というかシステムが全然違うというところがあって、それを全部統一化すると100億円かかりますとか、そんなレベルでまだ動いてるところもありますので、そういった意味では、少し遅れ気味ですけども、国で言ってるはこのR7を目指していきたいかなというふうに思っております。

○議長（山田日出夫君） 村口君。

○6番（村口鉄哉君） 今、標準化とか言われて、多分9月の補正、また今回の補正も多分DX絡みかなというふうに思います。9月の補正のときにも2億何千万だかかって、1割ぐらいしか財政負担がないということでもあります。かなりの金額が想定されていると思います。今時点でどのぐらいかかって、財政負担としてどうなるかということが数字的にあれば教えていただきたい。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 単純にいくと今、標準化にかかる部分で、およそ、ちょっとまだ正確には出てないです。概算でいくと2億7千万。これが前回の定例会で1割ぐらいの補

助金しかないよということ。そこからすごくですね、ちょっと私もロビー活動で要望もしましたし、さまざまな部分で今、河野デジタル庁長官が声高らかに一切負担はさせないと言っていますんで、ただ財源のものは総務省で、総務省の見解としては、じっくり精査しながらやっていくということです。ただ、ほぼ100に近い数字で財源的には確保できるのかな。今回、5千億ほど補正で基金積立で、全体でいくと7千億の事業費を基金に積み立てている。国の方ですけども状況にあります。

○議長（山田日出夫君） 村口君。

○6番（村口鉄哉君） 財源的な話は分かりましたので、次に、マイナンバーカードの関係です。マイナンバーカード、多分その中を町民が見るとか何とかというのは今後出てくると思います。その中で、若い方はスマートフォンで自由に使えますし、慣れておりますので可能だと思います。ただ、高齢者については、やはりなかなかその内容を見ることはできない。スマートフォンもパソコン持ってないということで、何か月か前かに札幌に行ったときにNPO法人の関係で「札幌かでの2・7」の8階に道立市民活動センターという何て言うんですか、部屋というか、あります。そこには情報コーナーとして、道民の方が自由に使えるパソコン、プリンターが設置されてます。そのときにも担当の方は、道民ですので、ぜひ札幌に来たとき利用してくださいというような話もありました。その中で、庁舎もスペースが多分あると思いますけども、そのスペースを利用して貸し出しについては、どうお考えでしょうか。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 今ちょっと道立の市民活動センターのお話でありました。

マイナンバーカードの部分で申し上げますと、マイナンバーカードというか、自治体DXの部分でいくと、非常にこれまた怒られるけどデジタルデバインドという、言うところ情報格差の解消をなさいという項目がございまして、さまざまな部分、議員言われるようにスマホを持っていない高齢者に対してどうやっていくんだ等々いろんな問題が今後出てくるだろうというのは想定しております。

そういった意味では、一部、町でもNPO法人さんとか公民館使ってスマホの教室を高齢者向けにやっているとすけども、そういうものも含めて、結構でも80歳超えて持っている方はいるんですよ、使えるか使えないかは別にして、だからそういった意味では、機械に対する部分の違和感は少し薄れてきているかなというのもあるんで、議員言われるところの庁舎内へのそういったスペースも含めて、今後、情報格差をなくすような対策を打っていききたいというふうに思います。

○議長（山田日出夫君） 村口君。

○6番（村口鉄哉君） ぜひやっていただきたいと思います。最後の質問で、今回の補正にも戸籍の関係が出ております。訓子府として戸籍関係、住民票関係でありますけれども、コンビニとか郵便局とかが、個人がマイナンバーカードを持って出せるという時期は来るのでしょうか。その点についてお願いします。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 外部機関の問題、窓口を広くということをございます。非常にですね、言うと、検討土台ということには入ってございません。あくまで、そういった意味では、僕は最初思ってたのは、標準化にのっかると思ってたんですけど、でも何かそ

うということにはならないようで、要するに24時間交付ができる。コンビニが一番あれなんですけども、そういった意味からいくと今後、そういった部分で費用対効果の問題ももちろんございますので、逆に言うと、スマホで申請して郵送でとかという形も、いろんな方法が今度出てくるかなというのはありますので、ちょっと最新の技術的な部分も見極めて、検討してまいります。

○議長（山田日出夫君） 村口君。

○6番（村口鉄哉君） いろいろ検討されているみたいですのでよろしくお願ひしたいと思ひます

私が東京行ったとき監査委員の研修させていただいたときなんですけども、夜、晩ご飯食べるときにお店寄りますと、タブレット形式のメニュー表にタッチするのではなくてそこにQRコードがあってスマホで読み込んで、自分のスマホで食べ物を用意する。それから11月ですけども、もう昨日も名前は言ってましたんで、名前言うていいのかなと思ひますけども、シティさんも実はもう既にセルフレジにもうなってます。それから、100円ショップも含めて・・・

○議長（山田日出夫君） 残り2分を切っております。

○6番（村口鉄哉君） なっております。ですので、町長が言われたとおり、高齢者もそういうのはある程度慣れてる。お孫さんから教えていただいているのかもしれませんが、やはり町長が言われている「誰1人残さない」というようなことで言ってますので、ぜひそういう部分も含めて、お考えをお聞きします。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 先ほどの回答の中でも申し上げましたけども、やっぱり情報格差なくさなきゃならない。これは言葉ではこう言うんですけども、100にはなかなかならないということもありますので、そういった意味では100%を目指していきながらも、やっぱり住民と対応するアナログ的な部分の業務が増えてくるということもあるかなと思ひますので、デジタルとアナログを効率的に使いながら今後進めてまいりたいと思ひますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（山田日出夫君） 村口君。

○6番（村口鉄哉君） セキュリティの話、しませんでしたけども、セキュリティを十分にやっけていただいて、役場日常業務が停滞しないというような形で推進していただきたいと思ひます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（山田日出夫君） 6番、村口鉄哉君の質問が終わりました。

ここで午前10時45分まで休憩といたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時45分

○議長（山田日出夫君） 休憩を解き、会議を再開し、一般質問を継続いたします。

次に、7番、谷口武彦君の発言を許します。

谷口君。

○7番（谷口武彦君） 7番、谷口です。一般質問通告書に従いまして質問させていただきます。

消防体制のこれからについて。

本町の消防行政は、北見市、訓子府町、置戸町の1市2町で北見地区消防組合をつくっており、一部事務委託を行っています。

また、消防団は消防職員と連携しながら、町民の生命、財産を守るために活動をされています。

訓子府町として、消防団、消防行政の方向性をどのように考えているのかを伺います。

1、消防団員の方々は日々訓練や災害対策などの活動を行っていますが、行政として消防団活動の課題をどのように捉えているのか。

2、11月に消防本部で訓練による事故がありましたが、本町における職員や団員による訓練の安全対策はどのように考えているのか。

3、昨今、全国的にも広域連携がなされている消防行政ですが、自賄い方式から委託方式に変えていく考えは。

以上、3点を町長に伺います。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） ただいま「消防体制のこれからについて」3点のお尋ねがありましたのでお答えいたします。

1点目に「消防団員の方々は日々訓練や災害対策などの活動を行っていますが、行政として消防団活動の課題をどう捉えているのか」とのお尋ねがございました。

訓子府消防団は、平素は他に職業を持っている地域人住民の皆さまが「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づいて住民の安全安心を支えていただいております。近年、消防団員は人口減少、少子高齢化の進行、就業構造の変化により減少が危惧されており、全国の消防団員数は昨年4月にはじめて80万人の大台を割り込み、今年はさらに76万人と減少傾向にあり、消防団員の確保が喫緊の課題となっております。本町の消防団員数は、令和2年に定数同数の実員105名、充足率は100%となり、その功績が認められ総務大臣から感謝状を授与されたことは記憶に新しいところであります。現在、実員が90名、充足率86%の消防団員が有事に備え、日夜活動をいただいているところであります。消防団員入団促進につきましては、訓子府消防団が主体となり、消防署訓子府支署、町がより密接に連携し進めていくこととし、住民の生命、財産を守り、安全安心のまちづくりに努められています。

2点目に「11月に消防本部で訓練による事故がありましたが、本町における職員や団員による訓練の安全管理はどのように考えているのか」とのお尋ねがございました。

北見地区消防組合では「警防活動時における安全管理マニュアル」および「訓練時における安全管理マニュアル」に基づき、安全管理に努められておりますが、11月3日にはしご取り扱い訓練中に墜落事故が発生したところであります。現在、事故調査委員会を設置し、原因究明中であり、今後さらなる安全管理の徹底を図るとお聞きしております。訓子府消防につきましても、災害現場、訓練中の安全監視員の適正配置と安全装備品の完全装着を徹底しているほか、気象条件、訓練環境に応じた安全確保対策を講じ、安全管理に努めていると聞き及んでおります。

3点目に「昨今、全国的にも広域連携がなされている消防行政ですが、自賄い方式から委託方式に変えていく考えは」とのお尋ねがありました。

現在、北見地区消防組合では、本部経費の一部を除く消防設備等の整備を構成市町が負担する「自賄い方式」をとっております。「自賄い方式」は、組合主導の計画的な消防体制の推進が図りにくく、同じ組合内においても、各市町で財政力の違いにより消防力に格差が生じるなど、一部事務組合方式本来の利点を生かすことができない面がある一方、昭和47年の組合発足以来、今日まで歴史の中で「自賄い方式」は、各市町の意向が反映されやすく、また地域の消防力の維持経費を当該住民が直接負担することから、消防サービスと負担がより明確になると考えられます。自賄い方式を解消し「業務委託」した場合には、地域の消防力実態と、地元負担のバランスが崩れることや、消防事務の運営に関し、町や住民の意見が反映しづらいことが懸念されますが、適正な人事配置や専門的な知識、技術の習得、職場の活性化が図られ、高度な消防サービスの提供が期待できるなど、どちらの方式にしてもメリット・デメリットがあると思います。

以上、お尋ねのありました3点につきまして、お答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 谷口君。

○7番（谷口武彦君） 今3点の質問に対してご回答いただきました。消防団員の方は本当に日々訓練されているということで、90名の今、訓子府の団員がいらっしゃるということで、一つちょっとお伺いしたんですけども、90人の中で今、役場職員が占める割合の人数が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 総務課参与。

○総務課参与（高橋 誠君） ただいま、谷口議員から、役場職員の消防団加入者数についてお尋ねがありましたのでお答えしたいと思います。

役場職員につきましては、平成26年5月1日から入団していただいております、入退団合わせまして28名入団していただいております。現在の入団者数につきましては19名となっているところでございます。

○議長（山田日出夫君） 谷口君。

○7番（谷口武彦君） 今、全国的に団員数が少ないという中で、本町はほかの自治体では数少ない役場職員が団員になっているということですが、その団員の方々が管理職になると辞められるということも聞いておりますけども、今、現在の団員さん、それから退団された団員さんの職員も少なくないと思うんですが、28名の19名ですから何人かはやめられていると思うんですが、その中で職員の中の団員さんの中で、何か意見があったりとか、良かった悪かったはあると思うんですけども、何かほかには問題点などはなかったのか。職場と仕事と併用するというのもあると思うんですが、そんな意見があったかどうかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 総務課参与。

○総務課参与（高橋 誠君） ただいま、役場職員が消防団員であった中で弊害があったかというようなご質問かと思いつき思いますが、町職員として災害活動が求められる場合、消防団より職場の災害業務が優先されることになりまして、消防団活動が従事できないという形、これにつきましては、特に水災害、自然災害になりますけども、火災災害

につきましては、役場職員多数出動していただいておりますので、その辺は大変助かっているところでございます。

○議長（山田日出夫君） 谷口君。

○7番（谷口武彦君） 役場職員の方々も団員として活動されているということで、多くの団員が訓子府にいますけども、中でもやっぱり中心的な役割をもっているのかなと思いますので、これからも本当にほかにもない良いとこだと思いますので、ぜひ推進していただきたいなと思います。

また、団員の方々にちょっと課題をいろいろ聞いたところ、今そんなに困ってないよということも多かったんですが、その中で一つ挙げるとすれば、防寒の長靴がほしいんだと。昨年の12月には2件の火災もあったということで、寒さを経験している団員さんの切実な声なのかなと思いますので、その長靴、現段階で防寒の長靴なのか、どんなものかわからないですけど、計画などはしているのか伺いたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 総務課参与。

○総務課参与（高橋 誠君） 団員さんの装備品についてご質問があったところでございます。

団員の装備品につきましては、ちょっと話がちょっと大きくなってしまいうんですけども、東日本大震災におきまして、多数の消防団員の方が犠牲となったことを踏まえまして、平成25年に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」というものが制定されました。これに伴いまして、平成26年2月に消防団員の装備品の基準が改正されているところです。これにつきましては、救助用の長靴や救命胴衣が追加されたものでございまして、訓子府消防団としても新たに追加になりましたこの2点を計画的に配備を進めていきたいというふうに考えているところでございます。消防団の装備品といたしましては、防塵マスク、防火手袋、防塵メガネ、ヘルメットと先ほど言いました救命胴衣と救助用の半長靴が追加されているところでございます。新庁舎ができて、庁舎移転後にこれら安全装備品と団員さんに貸与してございます防火衣一式を個人貸与、現在しているところでございます。

また、救命胴衣につきましては、役場職員と消防団共有になりますけれども、現在55着を保管、共有しているところでございまして、救助用の半長靴につきましては、組合内、今6消防団のうち、1消防団が整備しているところでございまして、訓子府消防団もほかの資機材購入等を考慮しまして計画しているところでございます。

また、最後になりますけども、先ほどの防火長靴といった部分につきましては、女性消防団につきましては、夏用、冬用ということで貸与しているところでございますけども、男性隊員につきましては、個人貸与している銀長靴、その中に個人で中敷きの防寒だとか、そういった部分をお願いしているところでございます。

○議長（山田日出夫君） 谷口君。

○7番（谷口武彦君） 中敷きを入れるということですので、そちらの方もぜひ周知していただいて、団員さんも寒いところありますので、本当に余裕があれば長靴の方も男性もぜひ揃えていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

また、訓子府町は北見市の消防団員とは違いまして、団員の皆さんが直接消火活動を行うということが、そのための即戦力であるというお話も聞いています。ですが団員さんの

中には、若い消防職員さんが入るんですが、なかなか交流がなく、お互い誰が職員で団員かわからない。団員かわからないことないですけど、職員の顔がよくわからないという話も聞きますが、団員と職員さんの交流の件は、今なかなかないのかなと思います。今後、交流の方はどういうふうを考えているのか伺いたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 総務課参与。

○総務課参与（高橋 誠君） 谷口議員から職員と団員さんの交流についてということでお尋ねがありました。

今年度から消防職員に分団担当職員という担当を割り当てしまして、今月12月からなんですけども、分団の編成会がありましたので、今日からですね、各分担にそれぞれ担当2名から3名お邪魔しまして、交流を深めていきたいというふうに考えております。

○議長（山田日出夫君） 谷口君。

○7番（谷口武彦君） まさに今日からということで大変交流を深めていただければなと思います。

また、2番目の質問になりますけども、11月にちょっとした事故があったということだ団員や職員の皆さんの訓練は大事なものだと思えますし、それがなければ災害対策などできないと思います。

また今後安心安全な訓練計画を作っていってほしいと思えますし、もし事故があった場合、体のケアはもちろんですが、そして本人はもちろんですけども一緒に訓練をしていた方の心のケアということも大事なのかなと思えます。いろいろ対策を練っているようですし、マニュアルもあるということですが、そのような心のケア、体のケアを合わせての体制づくり、訓子府町ではどのようにしているのかを伺いたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 総務課参与。

○総務課参与（高橋 誠君） ただいま、心のケアということでお尋ねがありました。

これにつきましては、災害現場、訓練等々で活動後にそれぞれ聞き取りを行いまして、そういう事故防止に努めているほか、そういう場合、今のところそういったメンタル的なケアする災害現場も今のところはないんですけども、そういった部分につきましても、個別に聞き取り実施しているところでございます。

○議長（山田日出夫君） 谷口君。

○7番（谷口武彦君） 心のケアのほう、本当に大事なところだと思いますので、ぜひ進めていってほしいと思うんですが、今回の事故があったということで訓子府で特に今までやっていたけどもやらなくなったような訓練があるのか。高いところに逆に登れなくなったとか、安全な装備品を完全装着すれば大丈夫なのかなと思いますが、何かそこでちょっと変わったことが行われたのかどうかがあれば伺いたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 総務課参与。

○総務課参与（高橋 誠君） 今、谷口議員から安全対策という部分でお尋ねがありました。

これにつきましては、高所作業、高所で活動する場合には2メートル以上になるんですけども、フルハーネス、体を固定、墜落しないような装具になるんですけども、それらを整備しまして、訓練に実施しているところであります。

また落下した場合に備えても、訓練用の50センチぐらい程度あるマットを敷いて、そ

ここで訓練やるように心がけているところでございます。

○議長（山田日出夫君） 谷口君。

○7番（谷口武彦君） ぜひ安全対策をしていただいて、訓練のときに事故が起きないように進めていっていただきたいなと思います。

また、先日、訓子府高校の生徒が通学中に倒れている高齢者の方がいたということで、心臓マッサージなどを行って消防署と連絡を取りながらですけども、そのとき一命を取りとめた。その後ちょっと1週間後ぐらいにはお亡くなりになったという話も聞いたんですが、本当にそういう活動は素晴らしいことだと思いますし、常日頃から救命講習というのを行っていると思うんですが、そのおかげなのかなと思っています。訓子府の消防署として、救命講習ですか、行ってると思うんですが、行っている場合はどのように行っているのか、どのような場所で行っているのか教えていただきたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 総務課参与。

○総務課参与（高橋 誠君） ただいま、谷口議員から救命講習の場所についてお伺いがありました。

これにつきましては、大勢の事業所であれば、事業所に向かって実施しているほか、少人数の場合では、消防支署の研修室で実施しております。

また、少人数の場合ですけども、北見市消防組合の消防本部で、毎月9日に救命講習を実施していますので、そちらの方を案内している状況でございます。

○議長（山田日出夫君） 谷口君。

○7番（谷口武彦君） 今回、高校生がということで、高校生はいろいろやってるのかなと思いますけども、小中学校ではそのような講習は行っていないのか。

また、難しい救命活動とかできないと思うんですけども、例えば人が倒れていれば、どういうふうにどこに連絡するんだとか、どういうふうな対応をするんだということもちょっと教えてあげるのも大事なのかなと思いますが、そのような今現在は対応を行っているのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 総務課参与。

○総務課参与（高橋 誠君） ただいま、谷口議員から小中学校での救命講習についてお伺いがありました。

これにつきましては、ちょっと古いんですけども、平成30年、令和元年に中学2年生を対象にいたしました「救命救急普及員普及啓発事業」といたしまして、ジュニアBLS、これは難しいんですけども、心肺停止に基づく1次救命処置の講習ということで、学校で1時間時間をいただいて、それで消防の方から説明に伺っているところでございます。

今後コロナ終息に伴いまして、こういった事業も今後進めていきたいなというところだと思っています。

○議長（山田日出夫君） 谷口君。

○7番（谷口武彦君） 小学生、中学生が見つけた場合も、119番なのか、どこに連絡するとかってことも大事かなと思いますので、ぜひ本当に、もう消防車来ただけで学校の子どもたち喜ぶと思いますので、少しそういうことも含めてやっていただければなと思います。

また、町内会や実践会に自主防災組織を作っているところもあると思いますが、そちら

の方には講習などは行っているのかを伺いたと思います。

○議長（山田日出夫君） 総務課参与。

○総務課参与（高橋 誠君） ただいま、谷口議員から自主防災組織への指導ということでお尋ねがありましたけども、消防としてそういった自主防災組織に講義とかということは過去にも実施していないところでございます。

○議長（山田日出夫君） 谷口君。

○7番（谷口武彦君） ぜひ、本当に何かあったときに誰がどこでどうやって何かできるということ、AEDの使い方も特にあると思うんですけど、せっかく自主防災組織を作っている組織もありますので、そういうところにも声かけていただいて、ぜひやっていただきたいなと思いますし、本当にちょっとしたことで助かる命もあると思いますので、ぜひそちらの方進めていただければなと思います。

3番目になりますけども、先日、私、静岡県の方で研修をしましたが、自賄い方式から静岡県は委託方式に変えています。北海道では、何か所か増えてきているようです。先ほどメリット・デメリットの話ということでありましたが、昭和47年に組合ができたということで、今までこのスタイルできているので、なかなか変えていくということもできないと思いますし、自賄い方式、各市町の意向が反映されやすいということですので、どちらがいいというわけではないですが、少しでも内容を精査していただいて良い方向に進んでいただければなと思っております。その中で過去には職員の人事交流を行われていたという話も聞いたことがあります。現在行われなくなった理由が分かれば伺いたと思います。

○議長（山田日出夫君） 総務課参与。

○総務課参与（高橋 誠君） ただいま、谷口議員から人事交流についてお伺いがありましたのでお答えしたいと思います。

過去に北見地区消防組合で、相互の人事交流ということで、平成18年から21年まで、期間としては3年になりますけれども、訓子府から3名、置戸から3名の職員を人事交流で出しているところでございます。

人事交流の目的としましては、支署が出動件数が少ないということで、現場経験の不足を解消することを目的としたという部分で始まっております。そういった中、最終的に検討会開きまして、北見から来てる職員という部分になりますと、この時期ちょうど定年退職者、団塊の世代ということで多くの退職者が出て、置戸と訓子府に出せる職員がいないということで中止になってございます。

現在はこの相互の交流はできないんですけども、救急の同乗実習という形で、訓子府では今年に入りまして2名の救命士、同乗実習で北見の方で研修を積ませていただいているところでございます。

○議長（山田日出夫君） 谷口君。

○7番（谷口武彦君） 何かしら理由があつてこうなったんだなというところは分かりましたけども、少しでも人事交流とか行われると、そのいろいろ活性化も図れますし、いろいろわからない知識も共有もできると思いますので、何かしらあれば進めていただきたいと思います。

また本当に限られた人数の中で日々頑張っている消防職員の皆さんだと思いますけ

ども、例えば、消防学校に行く、研修に行く、スキルアップすることも大事なことで、また、昨日の渡邊議員の質問にもありましたように、段階的に定年延長にはなっていくということですが、管理職の方は60歳で役が落ちることだと思うんですけども、その方が今後消防に残るという選択肢ももちろんあると思いますけども、役場職員という選択肢もあるのかなと思います。定年後ですね。ですが一般事務をいきなりといってもなかなか大変なのかなというところがありますので、町としては3年に一度の防災訓練も行っていると思います。例えば町の防災担当の職員として3年間、町の職員として中に入って一般事務含めて違うスキルも身につけるといっても環境づくりを考えていただきたいと思いますし、例えば本当先ほど言った消防学校行ったり、研修行ったり、防災のために人事交流も含めたことも今後考えられると思いますので、消防職員の人数の確保、また増員なども含めて、消防体制の維持強化を図ってほしいと思います。女性職員を増やす。男性職員も一緒ですけども、消防の中の体制を強化することによって、ほかの部署に行っても、消防署の人数が減らないということも含めながら、今後のことを消防体制の維持、強化、図っていただけたらいいなと思いますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 種々いろいろご質問いただきました。それらの中で消防の体制の部分でございます。直近では何人かはいないというところなんですけど、現在も基本的な年金の種々の問題で65までの定年の延長というのは消防組合も同じく適用になってくるというところがございます。

では、自賄い方式なんで、町から派遣して任用してもらってるというところがございますので、議員言われるところの災害の部分の担当職員、実際は災害専任の職員って、うちの町、置いたことがないんで、そういった意味では、そこまでキャパシティ的に人員がいるかどうかという問題もありますし、さまざまな業務が発生していること。ただ消防はやっぱり定員がございまして、その部分は確保していかなきゃならない。言われてるとおり消防学校1か月、2か月、3か月等々ありますので、その間はどうしても穴あいて周りの人間が埋めてるというのが今、実態としてはそういう実態なんで、そういうのも加味しながら、何となく時短勤務みたいなのところも含めて、おそらく定年になったら宿直等々については対応しないのかなというのが、なんとなく情報としてはありますので、ただそういった意味では、町民の安心安全を守るために、そういった体制整備はしていく必要があるというふうに思っています。

○議長（山田日出夫君） 谷口君。

○7番（谷口武彦君） ぜひ本当に消防の体制づくり、維持、強化を図っていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

では、次の質問に移りたいと思います。

GIGAスクールについてということで、本町は令和3年度からGIGAスクール構想として、全ての子どもたちに最適な学習環境を提供するため、小中学生に1人1台のタブレット端末を整備していますが、今後のタブレット端末についての考えを伺います。

1、デジタルドリルや学習用ソフトなどを活用した授業は1週間で何時間ほど行っているのか。

2、授業や家庭学習などにも活用され、子どもたちも操作などにも慣れてきたと思いますが、タブレット端末を活用する際の課題などは。

3、情報機器によるトラブルの未然防止と使い方を含めたルールづくりを学校と家庭が連携し行っていると思いますが、トラブルなどは過去になかったのか。

4、タブレット端末の更新計画や新たな活用方法などの考えは。

以上、4点を教育長に伺います。

○議長（山田日出夫君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「G I G Aスクールについて」4点のお尋ねがございましたので、お答えをいたします。

社会のあらゆる場面でインターネットやデジタル機器が必要不可欠な時代となる中、学習指導要領において、情報や情報手段を主体的に選択し活用する能力が児童生徒の学習の基盤となると位置付けられ、国の「G I G Aスクール構想」により、学校における高速大容量の通信ネットワーク環境と児童生徒1人1台のタブレット端末の整備が本町においても、令和3年3月に完了したところでございます。

また「G I G Aスクール構想」で整備されたネットワーク環境やタブレット端末を有効に活用するため令和2年7月に各小中学校のICT担当の先生方で構成する「ICT活用推進会議」を設置し、研修の実施や「ICT教育・ICT活用の手引き」を作成し、段階的で計画的な学習活動を進めてまいりました。

各学校においては児童生徒の発達段階に応じたさまざまな場面でタブレット端末の活用が図られ「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた事業改善が図られ、児童生徒の学びにとって着実に成果が表れているところでございます。

1点目に「デジタルドリルや学習用ソフトなどを活用した事業は1週間で何時間ほど行われているのか」についてのお尋ねがありました。

令和3年度の導入当初から国の実証事業によるデジタル教科書の活用や授業支援ソフトの「ロイロノート・スクール」を活用して、タブレット端末を通じて、児童生徒・教師間などでノートや課題の提出や交流を図ったり、付箋紙のように使って考えをまとめたりしてきました。

令和4年度からは小学校の一部で算数や漢字などのデジタルドリルを活用してきましたが、ICT推進委員会や保護者からの要望により、今年度からはラインズeライブラリという小中学校の5教科と中学校の実技教科に対応した学習支援ソフトを導入し、AIドリルなどにより事業や家庭学習で効果的に活用は行っているところです。

こうしたソフトを活用した授業につきましては、子どもの発達段階に応じた取り組みとなることから、小学校低学年については、国語や算数、図工や生活科、キーボード練習などで週1時間から2時間、中学年では国語や算数、キーボード練習で2時間から10時間、高学年ではほとんどの教科で毎時間活用しているところです。

中学校では多くの教科で単元のまとめや授業の定着確認、高校受験の過去問題などで活用しております。

なお各学校とも家庭学習でのデジタルドリルの活用や事業支援ソフトによる日記の記入などが行われております。

2点目に「授業や家庭学習などにも活用され、子どもたちも操作などにも慣れてきたと

と思いますが、タブレット端末を活用する際の課題などは」についてのお尋ねがありました。

タブレット端末については、教員による活用差や学年による活用差などはありますが、令和3年3月に作成した「ICT教育・ICT活用の手引き」にあるICT活用目標は、教職員、児童生徒ともにおおむね達成している状況です。

しかしながら、タブレット端末の破損や故障による修繕費用が多額になってきており、大きな課題となっています。

また、タブレット端末の家庭への持ち帰りを行っていることから、かばんが重いといった課題も出てきております。

3点目に「情報機器によるトラブルの未然防止と使い方を含めたルールづくりを学校と家庭が連携して行っていると思いますが、トラブルなど過去にはなかったのか」についてのお尋ねがありました。

タブレット端末の使い方については、各学校で使用のルールを決めて、授業で指導をするほか、タブレット端末の持ち帰りをしたときに対応できるように、各家庭にも通信などでルールの徹底を図っているところです。

本町におけるトラブルについては多くはありませんが、家庭の持ち帰りの際の破損や使用許可時間外での使用などがありましたが、適切な指導やタブレット端末の設定を変更するなどして、トラブルが発生しないように努めています。

4点目に「タブレット端末の更新計画や新たな活用法などの考えは」についてのお尋ねがありました。

本町の各小中学校のパソコン更新の経過ですが、令和元年10月にパソコン教室用のWindows OSのパソコン94台と教職員用校務パソコン39台の更新を行いました。その後、国のGIGAスクール構想による1人1台端末の整備が進められ、Chrome OSであるChromebookの児童生徒用タブレット端末を国の補助事業により、令和3年3月に295台を購入し、さらに令和4年2月には、児童生徒用と教職員用のChromebookを100台購入いたしました。

学校用パソコンについては、OSサポート期間の終了やバッテリーの寿命、動作の遅さ、故障頻度が多くなるなどの理由により五、六年で更新を行ってきたところです。

本町においても今後タブレット端末の更新時期を迎えるところですが、国におきましては、GIGAスクール構想で補助金により集中的に整備した端末の更新時期に合わせて、今年度の補正予算で計上して都道府県に基金を造成し、更新に必要な経費を支援する方向となっており、こうした動向を視野に入れながら、各学校のタブレット端末の更新を検討していきたいと考えております。

また、タブレット端末の新たな活用については、児童生徒については、他校との交流学习や全国学力学習状況調査、チャレンジテストなどでの活用、教職員については業務のペーパーレス化など働き方改革を進めるような活用を図っていきたいと考えております。

これからも児童生徒が学習意欲を高め、学力の充実・向上を図るために、学習指導要領にある「主体的・対話的で深い学び」「個別最適された学び」となる授業改善につながるような、よりよいICT環境づくりに努めてまいります。

以上、お尋ねのありました4点についてお答えをいたしましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 谷口君。

○7番（谷口武彦君） 何点か再質問させていただきます。

1番目の「1週間で何時間ほど行っているか」ということだったんですが、小学校低学年については本当に週に1、2時間ということで、先ほどの課題もありました毎日家で日記なども行われているということも言われておりましたけども、タブレット端末の持ち帰りということで、毎日宿題がないという低学年の子どもたちもいるのかなと思いますけども、高学年とか中学生になると毎日宿題などもあって、それはしょうがないのかなと思いますけども、使わない日にも毎日持って帰ってランドセルに入れて重たいタブレット端末を入れて持って帰るということを小学校1年生ぐらいの親御さんにしては、大変だという声も聞いております。当初は学校に全部置いてあったと思うんですけども、なぜ毎日持って帰るようになったのか。また、学校に収納のスペースがあると思うんですが学校で保管ができなくなった何か理由があるのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 教育次長・管理課長。

○教育次長・管理課長（高橋 治君） 今、タブレット端末の持ち帰りのことについてのお尋ねであったかと思います。

まず、以前は持ち帰りを行っておりませんでした。今年度から持ち帰りを行うような形で、各校それぞれ学年に応じてになりますが行っているところです。

ただ、それぞれ学校の先生方の考え方もありますので、必ず持って帰るということではなくて、希望によって持って帰るという場合もありますし、その辺は各学校、各学年、発達段階等、それから事業の進度に応じて行っているところです。

それから宿題、今年から、先ほど回答にもありましたが、AIドリルといいまして、デジタルドリルを導入しましたので、家庭でそういうものも自由に、おうちの中でも家庭学習としての活用もできるということもありまして、そんなこともあって持ち帰りを進めているというようなところかと思えます。

○議長（山田日出夫君） 谷口君。

○7番（谷口武彦君） タブレット端末を持ち帰るという理由はいろいろ家でも学習ができるということで、よく分かりました。

先ほども破損するということが結構出てきておりましたけども、家庭で充電をすることで専用のACアダプターを使いなさいということで、通知、周知などがきてると思うんですが、よく言うCタイプという線だと思います。アダプターにCタイプがささってる。普通の方は分からずに家にあるスマートフォンなどのCタイプの線をさしてしまうと、それが原因で壊れてしまったという話も聞いております。周知はされたと思うんですけども、そのような事案は何回か起きているのか。また、その場でどのように対応したのかを伺います。

○議長（山田日出夫君） 教育次長・管理課長。

○教育次長・管理課長（高橋 治君） 今、充電器のことについてのお尋ねでございます。

基本的に各学校、それぞれ注意、ルール等を示しながらやっております。心配であれば学校で行ってる充電器をお持ち帰りになってですね、それをやってるというような方もいらっしゃると思います。充電器による破損というのは、それが直接原因かどうかちょっと分からないんですが、1件だけ報告はありました。それによって電源部分が破損して使

えなくなったということなのですが、他の事案については、別な故障の原因ですので、充電器によるものと思われるものは1件ということでございます。

○議長（山田日出夫君） 谷口君。

○7番（谷口武彦君） 1件ということですので、今後もしかしたらあるかもしれないですけども、例えば学校で充電をして、そのまま持ち帰って、多分家で使ったってそんなに充電がなくなるわけではないのかなと思うんですけども、だんだん機種も古くなっていくと充電もなくなるも早くなるのかなと思いますので、学校で充電をして持って帰るだとかそういう方法もちょっと検討していただいて、そういう破損もないようなふうにしていただければと思います。

また、タブレット端末の問題、先ほど出てます破損、損失、故障時などは、学校側、教育委員会の負担も大きいと思います。その場合どのような対応をしているのか。家庭、個人に対してですね、有償で直してもらうだとか、無償なのか、いろいろその場合の状況も違うと思うんですが、分かる範囲でいいので伺いたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 充電の関係で今ご質問もあったんですけど、学校での充電も含めた検討ということでございましたけど、基本、学年によってタブレットを使う授業の時間が違う部分もありますし、これから、先ほど言った時数よりはどんどん増えていくような形になると思います。そのようなことから、学校では授業で使うこともありますので、学校の充電が主体的、家庭のところで充電していただいて、次の日、学校に持ってきていただいて、授業で使うというような形がサイクル的には最適かなというふうに思ってますんで、これはその辺のところも今後学校とも連携しながらやっていきたいという思います。

また、故障時の破損の関係については、持ち帰りを今年の、多くは夏休み明け、中学校はその前からやってたんですけど、夏休み明けからやってるんですけど、その際に家庭について周知しております。故意によって発生した故障や破損、事故、トラブルにかかる費用は家庭の負担になるということでございますけど、これまでに数件、故障はありますけど、家庭が負担したような事案は今のところないということです。

○議長（山田日出夫君） 谷口君。

○7番（谷口武彦君） 故意に壊したというときは本当にどんなときでもそうだと思いますので、なるべく家庭の負担にならないような対応していただきたい。

電源の話もそのアダプターを使ってくださいよということをやっぱり徹底していただいて、なかなか壊れたらすぐどうのこうのというものでもないと思うので、よろしく願いいたします。

また、保護者の方の話を見ると、例えば、家庭で宿題や家庭学習を行うとき、タブレット端末を使用してやりなさいということもあるんですけども、ログインをするということが一番最初に必要ですが、小学生の場合、中学生ちょっと分からなかったんですけど、20時までしかログインができないということで、宿題などを1人でできるお子さんなどは特に問題ないと思うんですが、一緒に見てあげなければいけないだとか、その場合、保護者の仕事の都合などで8時以降にならないと帰って来れない方もいらっしゃるということで、その場合は実際に宿題がやれないとか、家庭学習がやれないという方が増えているということです。ただ現在インフルエンザウイルスが脅威をふるっておりますので、学校閉

鎖、学級閉鎖がありますので、家庭で学習することも増えていると思いますし、そのログイン時間の延長なども延ばしてほしいという声も聞いておりますし、例えば子どもだけでやるときに、8時じゃ駄目だ、9時、10時だと駄目だって話があるかもしれないので、例えば親ができる特別なパスワードとか、そういうのを使いながら、親だったら8時以降もログインできますよとか、そういうことができるかどうか分からないんですけども、そのような対策は打てないのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 教育次長・管理課長。

○教育次長・管理課長（高橋 治君） 現在、家庭に持ち帰った場合のタブレット端末の使用ができる時間のことについてのお尋ねでございました

20時というのは多分小学生の低学年ぐらいのところかなと思います。当然、中学生になりますともうちょっと遅い時間まで使えるような設定を全体的にかけているのは事実でございます。

今20時までの部分で親御さんの帰宅時間に応じて宿題もままならないというお話でございましたので、この辺につきましてはちょっと学校とも相談をさせていただきながら、今後その時間についてどうするかということは、また相談をさせていただきたいと思いますが、機能としてなかなか親御さんが別なパスワードというのはなかなか難しい部分がございますので、その辺ご理解していただいた中でちょっと学校と相談させていただきたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 谷口君。

○7番（谷口武彦君） ぜひそういうことが可能であれば考えていっていただきたいなと思います。

また、3番目のトラブルということで、家庭ではタブレット端末だけではなくて、個人のスマートフォンやタブレット、使用方法などを今後のルール作りも必要になってくると思いますし、子どもたちは個人情報の取り扱いやインターネットの安全な使い方についての教育が必要だと思いますけども、先日、参観日がありまして、そこでSNSの使い方などの講習会ということで学校でやって子どもたちに教えていました。そのような講習などはどのような頻度で、またどのような学年から行っているのかを伺いたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 教育次長・管理課長。

○教育次長・管理課長（高橋 治君） 定期的にはございませんが、この端末が入ってからは特に都度、事あるごとに実施をしているかと思っております。保護者向けにつきましては、以前はPTAの連合会の研修会ですとか各学校のそういう懇談会などでやっておりましたが、最近ちょっとその頻度についてはちょっと私の方でも把握をしておりませんが、先ほど言いましたそういう懇談会の際には実施をしているのかなと思います。特に毎日持ち帰るとなりますと子どもたち今まで持ってなかったものを持つようになりましたので、そういう部分では学校の方からも、親御さんの向けに、それから子どもたちに向けても定期的ではないんですが日々あることに注意喚起をしているということでございますのでご理解願いたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 谷口君。

○7番（谷口武彦君） 今まで使ったこともないものを急にやっぱり現れると親のスマートフォンだとかそういうのも触ったりしたくなってくるものだと思いますので、親がやら

なきやいけないところもあると思うんですけども、少しそういうところを子どもたち、低学年には特に教えていただくようなところも増やしていただけたらなと思います。

また、先ほどの参観日もそうですけども、議会の常任委員会で現地調査でタブレット端末を見たということもあります。そのときに感じたところでは、机の上に、例えば紙の教科書、ノート、鉛筆などの文房具、それにタブレット端末も置いている。本当に机のサイズにそれだけ全部載っていると落としてしまわないのかなというところがちょっと怖いところもありましたので、落としてしまって端末が破損してしまうというのも多分問題になってくるのかなと思います。机の天板を全部大きくするというと、なかなか大変だと思いますし、コスト的にも大きくなると思うんですが、落下防止のために天板を拡張するようなものも出ておまして、そこにはもう落下防止のちょっと、何でしょう、マチみたいなものあるところもありますので、そういう商品も出ているということですので、安価に机大きくしたりできるということもありますので、そのような例えば机を大きくするだとか、そういうものをつけるような落下防止等も含めた考え方は今のところないのか伺いたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 谷口議員おっしゃるように、私も機会あるごとに授業風景を見させていただいた中で、今おっしゃったタブレット端末と紙の教科書と他の教材等を含めた机の狭さは見ているところでございます。ただ、現実としては、今の既存の机に拡張して広げる方式と、机そのものが今の時代に合ったような大きな方式というのはあるんですけど、実際には教室の大きさが決まって、児童生徒数の人数も決まっている中で、そこを拡張するというのがなかなか難しい現状でございます。今言われたような破損とか故障もございますので、その辺のところを今後のそういう人数配置のあり方だとか、その故障のことも考えた中で、例えば今、谷口議員からご意見あったような落下防止等についてもちょっと検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（山田日出夫君） 谷口君。

○7番（谷口武彦君） ぜひ、本当に10センチぐらい伸びるぐらいなものがあるということですので、簡単に取り付けられるというものですので、そういうのも参考にさせていただいて、本当に落ちて壊れてからの前に何か防止策も考えていただきたいと思います。

タブレット端末、いろいろ問題点も多いと思いますけども、子どもたちには本当に必要なものだと思っています。これから本当に先ほどのDXの話もありますけども、どんどん進んでいかなければいけないと思いますし、このICT環境づくりということが本当にこれからの訓子府町にも大事ななと思いますし、子どもにも誰1人取り残さない学習を心がけるためにも、最後に、このICTに対しての教育長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 本当に情報化が進んでインターネットとかデジタル部分が必要不可欠な時代となっている中で、その部分で言えば子どもたちの情報活用能力というのが大切だということは認識しているところです。

ただ、ICT化環境というのは、目的ではなく、私は手段だというふうに思っていますので、そのような中で子どもたちの、今、多様な子どもたちがいる中で資質能力を育成する

というのが大事だということで、このタブレット端末を子どもたちが使って情報を集めて、それらを考えを自分の考えを理解し、まとめて、情報を活用する能力ということが大切だということで、それはまさしく子どもたちの生きる力を育むことだというふうに思っています。

これからも谷口議員が今回のご質問のあったようなタブレット端末の活用やルールづくり、故障、さらには更新なども学校や家庭、地域とも連携を図りながら、子どもたちにもより良いICT環境づくりに努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（山田日出夫君） 谷口君。

○7番（谷口武彦君） 機械の更新も含めて、いろいろ問題も多いと思いますけども、本当に子どもたちのために、よりよい教育環境をつくっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（山田日出夫君） 7番、谷口武彦君の質問が終わりました。

ここで昼食のため休憩といたします。

午後は1時から引き続き一般質問を行いますので、ご参集をお願いいたします。

休憩 午前11時39分

再開 午後 1時00分

○議長（山田日出夫君） 休憩を解き、会議を再開し、一般質問を継続いたします。

なお、余湖議員から20分程度、参加が遅れるという届け出がありました。

次に、9番、大野良弘君の発言を許します。

大野君。

○9番（大野良弘君） 9番、大野良弘でございます。

一般質問の通告書に基づきまして質問をさせていただきますので、お願いいたします。

まず最初の項目が働く場の確保について。

訓子府町における人口の減少は顕著であり、生活の基盤となる働く場の確保が必要不可欠な課題だと思いますが、町民が望む働く場の確保に対する現状と課題をお伺いします。

一つ目に、近年10年ぐらいにおける企業誘致の現状と課題は。

二つ目に、企業誘致を進めるためには、どのような体制や取り組みが必要と考えているか。

三つ目に、どのような企業を誘致したいのか。その進捗状況は。

4番目に、近年における訓子府町民の労働人口の推移は。

5番目に、労働人口を増やすための町の計画や取り組みの状況と課題は。

以上、5点につきましてお願いいたします。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） ただいま「働く場の確保について」5点のお尋ねがございましたのでお答えをいたします。

1点目に「近年10年ぐらいにおける企業誘致の現状と課題は」2点目に「企業誘致を進めるためには、どのような体制や取り組みが必要と考えているか」3点目に「どのよう

な企業を誘致したいか。進捗状況は」とのお尋ねがございましたが、関連しますのであわせてお答えをしたいと思います。

一般的に全国では企業誘致を進めている自治体も多く、企業誘致によって地方創生につながっている好事例もございます。しかしながら、企業側の成果が上がらず、計画が頓挫したり、経営状態が悪化して地方から引き揚げたりする例も多く、逆に地域にとって大きな痛手となり、地域の衰退を招きかねない事例もございます。

また、近年では、新型コロナウイルス感染症を契機にテレワークの普及が進み、地方のサテライトオフィスやテレワーク拠点を活用し、首都圏企業の地方への拠点分散化の動きが高まりを見せるなど、時代とともに企業誘致の目的や対象企業などにも変化が見られます。

企業誘致を進めるにあたって、誘致によってどういった地域経済、地域産業を作り上げるのか、地元企業との関係をどのように作り上げていくのかなどについて構想を持っていることが不可欠であると考えております。

本町におきましては、誘致する企業の規模にもよりますが、企業立地のための土地の確保や労働力確保の問題などが課題として顕在化しており、直近10年では企業誘致の実績はなく、現時点においても、具体的な企業の誘致を進めている状況にはございません。

本町では、既存の町内企業の存置対策や創業支援に重点を置いてきており、今後においても、商工会や金融機関、関係団体などと連携を図りながら事業者の確保に努めていきたいと考えており、本町の特性や時代の要請などにあつた企業誘致については、今後も慎重かつ幅広い視点から検討を重ねてまいりたいと考えていますので、ご理解をお願いします。

次に、4点目に「近年における訓子府町民の労働人口の推移について」のお尋ねがございました。

本町の労働力人口につきましては、5年ごとに行われている国勢調査によりますと、平成22年では人口5,435人、労働力人口2,970人、平成27年、人口5,100人、労働力人口2,728人、令和2年では、人口4,677人、労働力人口は2,585人となっております。

平成22年と令和2年を比較しますと、10年間で人口は758人減少、労働力人口は385人減少をしております。

人口減少とともに、労働力人口も減少しておりますが、人口に占める労働力人口の割合はともに約55%前後で推移しており、大きな変動はない状況でございます。

一方、就業者の産業別分類に関しては、平成22年では、第1次産業1,140人、第2次産業418人、第3次産業1,300人で計2,858人。

令和2年では第一次産業996人、第2次産業330人、第3次産業1,208人で合計2,534人となっております。

平成22年と令和2年を比較しますと、10年間で就業者も324人減少をしておりますが、産業別の構成割合は、第1次産業が4割弱、第2次産業が1割強、第3次産業が5割弱となっており、その割合に大きな変化は見られない状況でございます。

5点目に「労働人口を増やすための町の計画や取り組みの状況と課題について」のお尋ねがございました。

町の労働人口を増やすことに特化した具体的な計画はございませんが、第6次総合計画や

第2期まち・ひと・しごと総合戦略において、労働力の確保や雇用の促進について推進しているところでございます。

具体的な施策としましては、訓子府町新規就農者等支援条例に基づく農業従事者確保のための支援や商工業後継者育成助成金、商工業就労助成金などにより、商工業の後継者や、労働者確保を支援することによって、農業や商工業の持続的発展を目的とした取り組みを行ってきたところでございます。

また、人の確保に対する直接的支援のほか、産業振興に支援を行うことで、その業に携わる人口を維持する施策として、農業分野においては、近年ではGPSガイダンスおよび自動操舵装置の導入補助が挙げられ、商工業分野も含めるなら、新規取得した設備にかかる固定資産税を導入時から軽減する先端設備等導入計画の認定のほか、さまざまな振興策を展開しております。

労働力の確保や雇用の促進については、人口減少や少子高齢化が深刻している情勢のもとにおいて、こうした町の支援策のほか、地元産業の振興、居住環境の整備、福祉、子育て支援など幅広い分野の多面的な取り組みを総合的かつ一体的に取り組んでいかなければなりません。

それらに加えて、先に述べた既存の町内企業の存置や就業支援に重点を置きながら、どちらかと言えば労働人口の増加というよりも、その維持に尽力すべきと考えております。

以上、お尋ねのありました5点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 大野君。

○9番（大野良弘君） それでは再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、企業誘致について、ここ10年間ではゼロ、とても誘致は難しいというご回答でまたそのとおりだと思います。そう簡単に今の経済情勢の中で、いろんな物価高騰や資材高騰等ある中で訓子府を選んで、わざわざここにきてその企業の発展が望めるかったら、誰が考えてもなかなか難しいというのが現状だと思います。

ただ、それを黙っていたら、これまでの訓子府が、7,400いた40年前から今の5千人を切る人口減少やいろいろなそれによる子育て、子どもの人数だとかそういうところに影響する。それをどうしていかなきゃなんないのかは、職員だけじゃなくて、町民を含めてみんなで考えていかなきゃならない問題だと思います。

そこで一つ、最後に提案はしたいと思っておりますけども、今の中で分からない点もありますので、若干質問をさせていただきたいと思っております。

まず、民間との企業誘致関係の取り組みで、連携を図らなきゃならないとご回答でしたけども、それを推進する組織体制として何か委員会なり研究会なり、そういうような町の中での形というのはありますでしょうか。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 今、企業誘致における委員会、推進母体が町の中にあるかということでございます。

基本的には企業誘致の条例は平成の早い時期に制定されておまして、その中で、委員会という形というのは取るということでおさえられておりますけども、ちょっと先ほど回答にもありますけども、具体化してないところで、やっぱりなかなか委員会作ってどうの

こうのとなると、単に総会だけしか年間やるのがなくなるというところもありまして、ちょっと具体化が、一時ちょっと十数年前にあったんですけども、ちょっと相手側の都合によって、ちょっとそういった部分もなくなった部分がありますので、そういった意味では現在そういった活動についてはないということでございます。

○議長（山田日出夫君） 大野君。

○9番（大野良弘君） それもなかなか難しいというのが分かりました。

それでは、どんな取り組みをしたら話が1歩、2歩進んでいくのかということを考えていきたいんですが、訓子府出身の多くの子もたちは訓子府を離れているんな企業や何かに勤めてると思うんですよね。いろいろなところで活動してると思うんですよ。そういう方々と、またその親なり家族なり関係者等、企業誘致に向けてというか、目標にして何かヒントみたいなものをもらえるような、つながりといいますか、縁のつながりといいますか、それを進めているということは、取り組んでいるということではございますでしょうか。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 今言われた部分でいくとUターンを中心として、わが町出身者が働く企業等とのつながりを持ってやってるかどうかというところでございました。

そういった意味では、そちらではないんですけども、存置企業というか既存のうちでやってる味の素北海道、ホクレン、農業試験場等々農業関係の事業所等は、拡張とかそういった新しい発想でどういうものが出てくるか等々も含めて、意見交換は毎年1回、実施はさせていただいているところでございます。

○議長（山田日出夫君） 大野君。

○9番（大野良弘君） いろいろな企業誘致まで話が進むというのは、一朝一夕にはいかないと思うんですけども、やはり地道な活動なり研究なりコンタクトを図ることによって、どこかで思いがけなく企業の人や、また小さな会社でもいいですけど、訓子府で職場を作りたい支店を作りたい。そういうふうにつながることはあると思いますので、継続的な取り組みをお願いしたいと思います。

それでは、労働人口の方に移りますけれども、確かに人口も減っている。労働人口も減っているという現状は分かりました。その中で、職種関係でも産業別を教えてくださいなところなんですけど、これはあくまで国勢調査による調査結果ということで、5年に1回、今後もその5年に1回の労働人口推移を見ながら企業対策なり雇用対策なり働く場の確保対策なりを行っていくのかとなったときに、スパンから見て5年は僕は長すぎると思うんですね今の時代。昔ならいいですけども、成長が良かったし、そういう良い時代はいいですけど、今の時代となっては1年が勝負だし、町民にしてみれば、ある議員さんも話してましたけれども、毎日毎日が勝負のときです。心配や不安や、果たして経営が継続していけるのかどうかという中で、われわれが何ができるのかというのは、もう1年1年ごとに状況を分析、情報分析しながら、やれることをやっていく必要があると私は考えています。それで、この国勢調査に頼るんじゃなくて、1年ごとに労働人口の動きなり働いている人の動きを把握していく。訓子府独自に調査していく。そういう考え方はございませんでしょうか。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 今ちょっと労働力人口の調査の部分でございました。

そういった意味では、国勢調査、国の経費によって民間の方も含めて調査員に任命して実施しているものでございます。非常に、どこまでやるんだというところで行くと、1軒ずつ回って全部やるということです。集計まで含めると国全体ですから、うちの場合でも何か月かかかる。アンケート調査やって、その集計を出すのも3か月、4か月かかる。どこでやるかということも含めて、そういった部分では、なかなか対応する部署も含めて、この中では難しいかなということと、実態とすると今10年間の推移をお答えさせていただきましても、大きく変動してるということはありませんのかな。減少してますよ。減少してるけども割合的な部分というのはありませんのかな。一番捉えているのは事業者の懇談の中でも出されるんですけども、訓子府は労働力の供給はない。だから働く人がいないんです。何ぼ募集してもこないんです。それはホクレン牧場、今、実証農場、農業試験場というか、昔の農業試験場、味の素北海道、ちょっと変り種でいくと、下村運送さんあたりは2024年問題も含めて、運転手さんが全然いないというところもあるんですけど、だからそういう課題は絶えず持つてるところなんですけども、いかにせんパイが、遊んでる場合って言ったら怒られますけど、ちょっと捉え方とすると働く場の確保という今、大野議員からの題目でいくと、そうやっていう部分と要するに職業に対するミスマッチ的な部分があるのかなというのがあって、多くの方が無職で、訓子府町で困ってるかということ、なかなかそういう声が聞きづらいというか、というのが実感としてはあります。

○議長（山田日出夫君） 大野君。

○9番（大野良弘君） 状況は何となく分かりました。確かに私も役場を退職してから民間でハイヤーやりながら、ゆうゆで勤めながら、セイコーマートで勤めながらして、交通誘導員をやりながらみたいな感じで、民間勤めてきたんですけど、その中で見えたものがあります。それは、みんながやはり働きたい、楽な、あと休みがとか、金額がとか、そういうどうしても個人の希望に合う、期待に沿うものがあるかどうかということなんです。ハローワークに行ってみます。ハローワークに行ってみると、いろんな情報を見ますけれども、なかなかその企業の素敵どころだとか魅力のあるところだとか、ここで働いたら生きがいがありますよだとか、そんな募集は全くありません。ですから今、町長が話したように、農試で募集しても味の素で募集しても下村さんで募集しても運転手さんがいない、来てくれない。その背景を調べる必要があると思うんです。それをどう調べるかといったら、経験者に意見を聞いたりとか、それを専門に研究しているアドバイザーの人から状況をちょっと聞いて、こんな田舎でも募集したら来てくれるようになるにはどうしたらいいんでしょうねという研究分析をする必要があると思います。でもこれはほかの町の状況での分析ですから、訓子府に合ってるわけではないから、訓子府独自の研究をしなければならぬと僕は考えています。ヒントはもらえますので、そのヒントを参考に、独自にどうしたら訓子府で働いてもらえるか、また訓子府に住みながら北見なり置戸なり通って住民税をここに納めてくれるか、訓子府に愛着を持ってもらえるか、それを考えていくのが、今いろいろまちづくりをしなきゃならぬわれわれのポジションなんだと思うんです。

それで、ハローワークだとかに情報分析も情報も載ってますけれども、僕は訓子府独自の訓子府の企業と連携した訓子府のハローワーク情報、求人募集情報誌、フリーペーパー、これを考えてはいかがかというふう考えているところなんですけども、そのような考え

方はどうお考えになりますでしょうか。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） そういう意味では、人それぞれいろいろな欲求を持って仕事に向かっているところでございますので、それを否定する部分はないと思います。ただ企業が求めているものというのは、またやっぱり違うと思うんです。そこがミスマッチのところであって、やっぱり企業って何求めているといたら、もう言っちゃあれですけど味の素さんあたりの求め方と農業試験場なり実証農場あたりの求め方って違いますから。それと働く場所を求めている方の意向が合わないんですよ。それでいくと、町で町内企業のそういうことをやったときに、全て合わない。だから、ハローワークみたいな枠を大きく取ったところでいろいろな職種が出てくるよというところの方が正解かなというふうに思います。今までも何回かハローワーク的な情報提供の部分って大野議員から質問いただいておりますけども、そういった意味では、ハローワークから出されてきているものを町が経由して出すことは可能ではあると思います。ただ、今の時代ですから、ハローワークに直接ホームページ見た方が当然早いというのが実態としてはあるかなというふうに思います。ということで、町内独自の部分というのは限られた業種ですけど、その意見を聞いている中では、そういうことをやってほしいと言われるところはなかなかないというのが、今、実態としてはあります。

○議長（山田日出夫君） 大野君。

○9番（大野良弘君） 今、町長がご説明してくれましたけども、僕は町長とはちょっと残念ながらその部分に関しては逆の考え方をしています。現状はそうです。現状がそうだから、だからハローワークに頼る。雇用はハローワークの大きな中でやるのが情報量も多いし、行き先もたくさんあるし、いいと考えるのは僕はちょっと一般的に当たり前の一般人が考えることだと思います。僕が言いたいのは、その体験者、経験者が小さな企業もあれば大きな企業もあればいろんな企業があります。小さな企業、例えばうちでいけば、ハイヤーは3人で回しています。住民から意見もあったけど4台にしてほしい、でも4台にするには、いろいろな管理者を増やさなきゃ駄目だとか、いろんな保守点検を増やさなきゃならないとかって経費もかかるわけで、なかなか希望をいっても4台、あとスペースの車庫の問題もありますし、置き場所の問題もあるし、簡単ではないという現実があります。その壁があるから乗り越えられないんです。その実態をそれぞれの企業の実態、企業が求める人材、そこにマッチすればいいわけですよ町長の考え方で言えば。そしたらマッチする人を育てればいいんだと僕は思います。そこで、そのマッチする方法をいろいろ検討しているところがございますので、ちょっと紹介させていただきますが、国の指定を受けて委託事業を受けて旭川と北見が実施しているんですが、北見市でいけば雇用創造協議会というのを作りまして、これ厚生労働省の委託事業でお金もらって人も配置して、それで何をやってるかという地域雇用活性化の推進事業というのをやっております。パンフレットあるので終わったら見せてあげたいと思うんですが、この中で事業所が働いてほしい人にどういうことをやったらいいのか、企業向けのもの、それと、求職者、働きたい人がどういうセミナーを受けたらいいのか。その人材のスキルアップを図るということ。それと企業求職者のマッチングですね。お互いの面接会だとか、個別の個人の相談業務だとか、企業の見学会だとか、そういうことを実際やっております。この北見の取り組みに関して、

担当課の方では調査なり研究なりしておりますでしょうか。

○議長（山田日出夫君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 今の大野議員の質問ですけれども、大野議員が言われた雇用創造協議会というような協議会とは、私どもはちょっと情報がなくて、そういったことは存じ上げておりません。

ただし、私どもも北見にある中小企業雇用促進協議会とか、そういった別ルートというのは、うちから負担金を払って、北見、置戸、訓子府の雇用者に似たようなといたら、今、大野議員の協議会を正確に私は知らないからあれなんですけれども、そういったスキルアップとか、どういったスキルを持ったらその企業に雇っていただけるのか、またその企業のスキルを身につけるにはどういった講習を受ければいいのかというような情報提供をやっているとこと私どもは連携しながらやってるところはありますけれども、なかなかそこを訓子府の方が利用するということは、年間ずっとやっててもまれであって、大体すぐ北見の方が利用するということが多いですけれども、昨年であったら訓子府の方がこういう講習会を受けに来ましたというようなあたりの報告を受けているといったのが実態であります。

○議長（山田日出夫君） 大野君。

○9番（大野良弘君） 実態は分かりました。ぜひこの北見の創造協議会のパンフレットを見ただけでも、何が分かるかという希望が持てます。期待が持てます。可能性が見えてきます。私に取り組んでほしいことは、そういうことを訓子府がやってほしいと望む1人です。それを私の意見だからどうのこうのということじゃなくて、まちづくりを、いいまちづくり、訓子府のいいところを広げていきたいという同じ共通の考え方があると思いますので、そこを広げていくにはどうしたらいいかということなんですけど、ちょっと例えであってるかどうか分かりませんが、町長を大きなギアだとします。町長が大きなギア、そして僕たち個人、個人が小さなギアだとします。これを上手く回転させる。そして、中くらいのギアがある。それを団体であったり協議会であったりだとします。これをうまく回転させて全体がギアがかみ合うようにするにはどうしたらいいかという話なんですけど、僕はそのときに必要なのは、潤滑油、オイルのことだと思うんですね。そのオイルを現状回らないから無理だと諦めるんじゃなくて、良いオイルを研究、開発する企業努力、訓子府の町民みんなで意見を寄せ合って、希望を集めて意見をまとめて作り上げていくという作業をすることが僕は町長に求められているだろうし、住民の人たちの希望だと思うんですね。ですから、今までのここ何十年かの訓子府の行政のやり方プラスですね、プラス新しい若い人たちの意見なり考えなり期待の持てる形づくりに向かっていくために何をやったらいいか。それを考えてほしいと思うんですけれども、質問にしたいと思えますけど、若い人たちの意見をたくさん聞いてほしいんですが、それを募集する方法はどんな方法を考えていますでしょうか。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 多分、意見の募集の方法ということで、どういう方法かということで、まだそういった意味では、そこまで到達してないということありますんで、今言われた北見の状況も含めて、さまざまな部分を検討してまいりたいんですけれども、回答で出しましたけれども、労働力人口が385人、就業者の産業別の人口が合計324人、ですか

らこの中でいうと要するに職を持ってない方って61人ですよ。そこに絞って多大なことを先ほどの大きなギアと小さなギアというところで言われましたけども、全精力を傾けていけるかという問題もあります。そういった意味では、最終的にやるよということになれば、議会ともまた相談という形になりますけども、今日ちょっと北見の部分でいくと少しちょっと雇用うんぬん協議会っていうのはちょっと聞いたことはありまして、ちょっと多分、事務局長が職員OBの方入ってやられてるなというのにはちょっと聞いたことがあって、ただ具体的にどんな動きがあって、どのぐらいの規模でやってるかとか、そういったことはちょっとまだちょっと調べてみないと分からないというところもありますんで、意見はいただいたということで、次に向かってちょっと検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（山田日出夫君） 大野君。

○9番（大野良弘君） ぜひ若い人たちの意見、これをたくさん、アンケートでもいいし聞き取りでもいいし、いろいろな団体との交流会でもいいし、そういう中で吸い上げてほしいんです。もちろん職員もそうだと思います。町職員の皆さまが日夜、1日、1日、自分の仕事をしながら、訓子府で生きているわけですから、働いて意義あるものにしてほしい、そのためには見える形に作っていく必要があるんで、若い人たちの意見募集、これをぜひ進めてほしいと思います。

それでは、次に2番目の項目の方に移ります。

地域おこし協力隊の募集について質問したいと思います。

訓子府のまちづくりの発展には、地域おこし協力隊に対する期待の声が大きい状況で、新たな人材を募集しているところですが、その募集方法等についてお伺いします。

一つは、募集の期限について、令和6年の1月31日までとしていますが、定員の6名に満たない場合の2次募集の日程はどう考えておりますか。

二つ目に、募集要項の周知はどのようなメディアから発信するのか。

三つ目に、採用枠について、募集種目ごとに1名ずつの定数に限定しているのはなぜか。

四つ目に、この要項に町民からの期待のメッセージを載せることはできないか。

この4点についてお願いいたします。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） ただいま「地域おこし協力隊について」4点のお尋ねがございましたのでお答えをいたします。

1点目に「募集の期限について、令和6年1月31日までとしておりますが、定員の6名に満たない場合の2次募集の日程はどう考えていますか」とのお尋ねがございました。

町では来年度4月から任用を目指す地域おこし協力隊について、1月31日を期限として、6名の協力隊員を募集しているところでございます。

1月31日時点で、応募が定員に満たない場合は、応募がなかった職種について、2月以降、期間を設けて、随時募集を行っていくこととしています。

2点目に「募集要項の周知はどのようなメディアから発信しますか」とのお尋ねがございました。

募集要項の周知については、町のホームページ、一般社団法人移住交流推進機構（通称J O I N）が運営する移住情報のポータルサイトのほか、株式会社カヤックが運営する「地

域と移住を希望する人をオンライン上でつなぐマッチングサービス」であるSMO^{すまうと}U^うT^とというウェブサイト上に、直接掲載し、全国へ発信をしております。また、UターンやJターン希望者をターゲットとして、12月広報への掲載、町の各種SNS、新聞媒体などを通じて、適宜発信をしているところです。

さらに、1月に東京で開催される移住定住フェアでは、地域おこし協力隊募集の専用ブースを設けて、実際に協力隊を希望している方に直接勧誘することを予定しております。

このようにさまざまな媒体を活用し、UIJターン、いずれの対象者にも幅広く効果的な情報発信を行っていくこととしていますので、ご理解を願います。

3点目に「採用枠について、勤務の種類ごとに1名ずつの募集に限定しているのはどうしてですか」とのお尋ねがございました。

今年度の募集については、6種類の任務を用意し、各1名ずつの募集を行っているところです。この任務の選定にあたっては、協力隊制度を活用した先進事例を参考としつつ、全職員を対象としたアンケート調査を実施し、それぞれの現場で考えられる地域課題などを洗い出し、課題解決につながると考えられる具体的な任務内容を積み上げて調整してまいりました。

本町においては、地域おこし協力隊の任用経験が少なく、運用ノウハウも十分に蓄積されていない中、協力隊を複数名受け入れる担当職員の負担も大きくなり、各課における受け入れ態勢を構築することが困難であることから、まずは各職種について1名ずつの任用を想定し、業務量を設定しております。

今後については、協力隊任用におけるさまざまな成果や課題を検証しながら、地域の実情や社会情勢などに応じた協力隊員を募集していきたいと考えておりますのでご理解を願います。

4点目に「この要項に町民からの期待のメッセージを載せることはできないでしょうか」とのお尋ねがございました。

要項については、あくまで募集にかかる条件や待遇など必要事項を規定しているものがあります。多くの協力隊員を募集するため、町民からの期待のメッセージを掲載する場合につきましては、要項の掲載と合わせてホームページなどの媒体に掲載することは可能と考えておりますが、こうしたご提案も含め、効果的な募集方法を検討しながら、工夫に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

以上、お尋ねのありました4点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 大野君。

○9番（大野良弘君） それでは、再質問させていただきたいと思います。

まず、職種の希望の仕方なんですが、募集の種目、各1名ずつということなんですが、よくある第1希望、第2希望みたいな、そういう募集というか希望をとるといふ、そういう考え方はございませんでしょうか。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 第1希望、第2希望うんぬんということでございました。

そういった意味では、もう既に募集かけているということもございまして、もしくは、ふくそう輻輳した場合とか、そういった場合については、個別にですけれども、対応はしてまいりた

いと思います。

○議長（山田日出夫君） 大野君。

○9番（大野良弘君） そこはちょっと融通的にもう募集かけてますので、今からでは無理だと思いますので、例えば6名募集しますから3名がスポーツアドバイザーを希望しますとなって、希望出てきたとしたら、第1希望、第2希望関係なく面談すると思いますので、その時点での面談の中でのやり取りで、このようなことでもいいですかみたいな、そういうことで、できたら3名採用していただければありがたいなと考えるところがございますので、融通を持って対応していただければと思います。

それと町広報の12月号の9ページに募集が書いてあったんですが各1名という記載が書かれていなかったんですが、これは何か事情がありましたでしょうか。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） ちょっと今、手元にないんで、ちょっと確認してあれます。しません、後ほど回答します。

○議長（山田日出夫君） 続けてください。

大野君。

○9番（大野良弘君） それは後ほどということをお願いいたします。

それで要項を作る上で先進地を参考にしたという先ほど回答ございましたけども、どこを参考にということがもし解説できるのであればどこを視察したか、聞き取りしたか、そしてそこで先進地の隊員さんと直接、担当職員が話したかどうかを教えていただきたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） ちょっと担当課長が欠席してるということもございまして、ただ私の方への報告の部分でいくと津別町、置戸町、それと東神楽等々、ちょっとまちづくり株式会社の部分も含めて、ちょっと対応してきて具体的に言うとそちらの対応してるのが地域おこし協力隊の方だったということがあって、そういった部分では行ってきております。

ただ内容的には、要項の部分なんですけども、非常に先進地というか、いざ募集して、すごい抽象的な部分で募集をかけているところが多くて、来てから何やらそうかねというところがあって、本人のあふれる希望があって、これやりたい、これやりたい、これやりたいというんであればうまく回るんですけど、ポンと来たときに「はて？」というところで指示待ちみたいのところになると、やっぱりつらいなというんで、そこをちょっと回避したい。スタート時点ですんで、そういう意味では、少し業務的な内容も含めて、ぶら下げたというか、どちらかというと行政部門の不足してる部門とか行政が手を出せない部門のところぶら下げてるというのが実態です。

○議長（山田日出夫君） 大野君。

○9番（大野良弘君） それでは、今回募集についての質問ですので、本当は募集に限りたかったんですけど、関連ということで、例えば、6種目で一応今回は募集して希望に応じて対応を図るということなんですけど、実際来てみて、本人と相談しながら本人の希望なり、実際やりながら、例えば、残念ながらなんですけど、この種目の中に入ってない項目があります。例えば福祉活動経験者、手話のできる人、外国人の方、英語の得意な人、薬

剤師の経験の資格のある人、元プロ野球選手、これは募集かけてないんです。それは無理な話かもしれません。最初ですから、そこまでというのは、これは分かります。ただそういうような人たちが来たときに、例えば希望種目の1年目はやったとして2年目に、いや僕の得意なこっちの分野で、福祉分野で活動したいんだ。外国人の方なんで英語を教える方に活動したいんだとなった場合に、職種の変化なり来年の募集において、職種の募集が変わるとか、そういうことは想定される範囲に入りますでしょうか。

○議長（山田日出夫君） 先ほどの答弁も含めてお願いします。

町長。

○町長（伊田 彰君） ちょっと先ほどの答弁の部分で、広報では協力隊は6人募集しますということで公募しました。大野議員から各1名と書いてないかというところでもございましたけれども、そういった意味では、ある程度、柔軟性を持って、最終的には対応していきたい。例えば3人が先ほど言われたとおり、3人がそっち側のスポーツセンターに集まったときに、柔軟にそういう部分で対応したいということで、あまり言質とられるような表現にはなっていないということで理解をいただきたいと思います。

この6項目だけかということですね、6人の部分だけかということでもございました。

そういった意味では、最終的に何が目的なんだというところがあって、やっぱり3年後に定住をしていただくというのが目的であって、そういった意味では、1年、2年で、その方のこういうことをやりたいという展開がもしか出てくるのであれば、そっちの展開に結びつけていく。先ほど言われた、いろいろ専門分野の方々の職種じゃないんですけども、スキルの部分がないんじゃないかっていうところでも言われましたけども、非常にですね、会計年度任用職員ですよ町のね、そこで言うとあまりこう日中ウロウロされることも特に議会側とか町民の側からすると非常に不信感というか、お金出しますんで、19万なんぼですけど、そういう部分も少しやっぱ考えなきゃならないということで、やっぱりスタートはずっと手話で福祉やってるかといったら、そうにはならない。野球のスキルあるけども、野球のスキルだけで練習だけ見てればいかといったら、そこは2時間、2時間ぐらいしかない話なんでね。そういった意味でいくと、やっぱりある程度の労働時間は、確保してってほしいなというふうには思っています、ただまだ、そういう意味では、捨てるわけではないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 大野君。

○9番（大野良弘君） はい、私も先ほど言った手話だとか外国人だとか英語だとかですね、それをずっとやれと言ってるわけではなくて、あくまで主たる業務につきながら、隊員さんが共同で、共同のテーマに基づいて行う公務に限定していますので、趣味でやるわけではないです、そこはずっとという考えで言ったものではございません。あくまでそういう経験のある方は、何かしら人生経験を踏んでいますので、子どもたちに対して、若い人たちに対して大きな影響力を与えてくれると思いますので、地域協力して3年後には、その人たちは定住を目指さなきゃなんないわけですよ。訓子府に来て、はじめて来て、3年間役場で任用職員やって、定職につけて、僕は酷だと思いますはっきり言って。本人だって見えません。そんな3年後の自分の姿なんて。僕だって3年後どうなってるかわかんないです。それを定住を目指してって言葉、この制度だからそれはしゃあないんですけども、そしたらどうするかという話なんですけど、ここはちょっと現実的に考えて、

私は、この隊員さんが3年後に訓子府に定住するなりして、訓子府で何か仕事を自分でやるか会社に勤めるか、訓子府に住みながら北見なり置戸なりの職場で働くかを選択する時期が来るんですけど、そのときに私たち、われわれが何を隊員さんのために応援できるか、支援できるか、これを考えるのが私たちの仕事だと思っています。それで、隊員さん、昨日、置戸へ行って、置戸の隊員さん4名ぐらいと話してきました。「どうして置戸を選んだんですか」と直接聞いたら、最初からこうやりたい、意思を持って入ってきた人はほとんどいませんでした。何となく来てやってみながら考えていきたいみたいな。だから3年後の未来目標、例えば図書の興味のある方は、できたら図書の業務に就きながら、将来は正職員になりたいという希望を言った方がおりましたけれども、それが現実なんだと思います。やりながらじゃないとわかんないし、そして九州の佐賀の人、男30歳の人来てましたけれども、その方だってオホーツクのどこかに入りたい。たまたま20万円で、いい、その当時としては、置戸にしては、当時としてはすごくいい。金額だったんで選んだというただ漠然としたものです。置戸のここがいいから、あそこがいいからと選んだわけではない。でも来たら目が輝いてました。やっぱり置戸のために俺は頑張るんだ。そして3年後、ここに住んで何かやりたいと思ってるんだというその目の輝きは今、持ってました。それは分かりました。そこにどう応援するかということなんですけど、この応援の仕方、3年後、町長何をアドバイスできますか。地域協力隊の隊員に対して。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 行政サイドとして、定住目的というところは、絶対、国の制度的にそういう目的でやっているんで、そこは外せないというところなんです。議員言う応援って何するんだ。それは来た人にもよる。だから来た人が何をやりたいんだ。だから2年目で、逆に言うとも職種変えて別なところ、例えばパン屋をやるとかね。そういったところに移る可能性もあるかもしれない。だからそういったときにパン屋って1件もないんで、1件というかね、移動販売をやっているところはあるけど。そういった部分をどう支援していくかというのは、また別の次元の世界になると思うんで、支援は国の制度でいくと隊員1名、定住に向けて100万円で、多分、空き家の補修の部分の費用とか、それは国の方であくまで特別交付税ですけど、用意は今のメニューではあるということなんで、それは限りなくその範囲内であれば、できるかなというのがあります。

○議長（山田日出夫君） 大野君。

○9番（大野良弘君） 時間もあと6分しかありませんので、最後の質問にしたいと思います。

まだ町長見えてないんだと思います。3年後の6名、今の仕事を蹴ってまで、目標やめてまで訓子府を選んで、募集かけるんですけど、そういう人たちに対して、3年後保証します。こういう道があります。こういう選択の方法あります。俺たちはこういうアドバイスもできるし、いろんな自分ができなくてもアドバイザーを養成して指導できます。そういう仕組みがありますというのを僕は示すべきだと思います。それじゃないと20歳そこそこ、30代そこそこの人たちが3年後の自分の未来を見据えるのは不可能です。そしたらどうしたらいいのかというと、先ほどの北見の事例がありましたけれども、これの訓子府版を作ることです。それで、それを職員の若い人たちみんな考えて、訓子府版だったらこんなことができるねとか、あんなことができるねとか、もしかしたら地域協力隊の人

たちが頑張れるよねという後押しをできるそういうものを作り上げることが必要だと思いますので、その具体例はみんなで考えてほしいと思います。形をこうすべきだ、ああすべきじゃなくて、みんなで考えて、地域協力隊員を応援しようと。そして訓子府から優秀な人材、不安をなくして、その目的の職場で、一生懸命頑張れるように応援していこうという気持ちにさせる。希望を持たせる。夢を持たせる。目標を持たせる。そういうことをやるべきだと思います。認知症の方に対する対応について、みんなの理解という質問もありました。僕はそれと同じだと思うんですね。雇用を訓子府にいながら住みながら働きたい。でも訓子府のことを知らないで来る人たちにどういう可能性、期待を持たせてあげられるのかという仕組みを作り上げることが、これは北見に対抗しれっていうそういう問題じゃないと思います。訓子府独自のオリジナルを作ればいいだけです。それをみんなの見本に、毎年、毎年改善していけばいい。工夫していけばいいことです。だから失敗もあるかもしれませんが、それを許すことも町長の判断の一つだと思いますので、焦らずゆっくり、みんなの意見、町民の意見、若い人の意見を聞いて進めていただきたいと思いますので、以上をもちまして、終わりたいところなんです、質問で終わりたいということですので、そういうような若い人からの意見の吸い上げについて、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） るる議員のご意見もお聞きしました。そういった意味では、ちょっと私見というか、私の考え方でいくと、ちょっと全然分からないところ。例えば無職かもしれない。やめてこないかもしれない。前は新卒でしたから、そういったところに対して3年後、こういうことをやってほしいということはないかな言えないかなというふうに思ってます。まずは来てみてというところは思ってるんですね。ただ制度として移住の制度として、ほぼ定着してきているというのはあります。うちはちょっと遅れてますけどね。でも、やっぱり移住の制度として定着してて、ある一定レベルの財政措置するんだったら、使わない手ないなというのが今の、来年に向かったときの気持ちです。その中でどうなのかな。人によりますから。本当に人によると思う。こういうことをやりたいんだと言ったら、それは叶える方向でいくかというのは、それだって人だと思いますよ。Aさんでは駄目だけどBさんだったらいいよねというところがやっぱり出てくると。失敗させられないというのは、その後のことは失敗させられる。今の3年はいいかもしれない。だと思います。そういう意味では、いろいろな意見を聞けということも含めて、今後検討してまいります。ただ雇用に対して全ての部分が、そういうところがあるかということも十分検討しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（山田日出夫君） 9番、大野良弘君の質問が終わりました。

これにて、一般質問を終了いたします。

◎日程の繰り上げ

○議長（山田日出夫君） お諮りいたします。

本日の日程は終了いたしました、会議時間が残っております。

議会運営委員長から委員会で報告がありましたように、一般質問が早く終了した場合は順次、日程を繰り上げ、審議することとしておりますので、この際、日程を1日繰り上げ

たいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) 異議なしと認めます。

よって、日程を1日繰り上げることに決定いたしました。

ここで午後2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長(山田日出夫君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

◎議案第71号、議案第72号、議案第73号、議案第74号

○議長(山田日出夫君) これより、議案第71号、議案第72号、議案第73号、議案第74号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に、議案第71号の質疑を行います。議案書1ページです。1人3回まで質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

吉野議員。

○4番(吉野美香君) 4番、吉野です。議案書の8ページの小学校と中学校の学校管理費のところで、コロナ対策として、サーキュレーターと空気清浄機の購入となっておりますが、これはコロナ全盛期の3年前とか2年前とかではなく、なぜ今頃なのでしょう。前に購入したものがあって追加での購入になるのなら分かるんですが、そのあたりの経緯を教えてください。

それともう一つ、台数的に各教室に設置ではないと思いますけれども、どこに設置するのでしょうか。例えば保健室とか職員室なのでしょうか。

○議長(山田日出夫君) 教育次長・管理課長。

○教育次長・管理課長(高橋 治君) ただいま、8ページ、教育費、小学校費ならびに中学校費の備品購入事業費の部分のご質問でございます。

まず、なぜ今なのかということですが、その前にまず今までの経過をちょっとお話をさせていただきたいと思います。空気清浄機、サーキュレーターにつきましては、令和2年度にコロナ対策で国の交付金を使いながら既に令和2年と令和3年度で訓子府小学校につきましては空気清浄機が17台、それから天井扇につきましては、天井にある扇風機ですが24台、居武士小学校につきましては、空気清浄機が6台、天井の天井扇が8台、それから訓子府中学校につきましては、空気清浄機が10台、天井扇が20台ということで令和2年と令和3年で国の交付金で設置をしております。

今回の部分ですが、国の方の令和4年度の補正予算を令和5年度に繰り越した部分がございます。これはコロナ禍における学校保健特別対策事業補助金ということで、感染症流行下における学校教育活動の体制整備事業ということなんですが、ある程度、整備をされている部分で、今回は特に消毒とかそういうものはもう既にやっているということで、

5類になってから必要はないということなのですが、引き続き、換気対策整備につきましては、今後も必要だという観点に立ちまして、この国の補正の繰り越し、令和5年度の繰越分を使って追加を募集されたところでございます。今回につきましては、先ほどのページの中にありますサーキュレーターが小学校2台、中学校1台、それから空気清浄機、小学校費が3台、中学校費が空気清浄機2台ということですが、既に児童生徒のいる教室等には設置済みでございまして、今回は設置をしていなかった職員室に設置をするということで計上させていただきますのでご理解をお願いします。

以上です。

○議長（山田日出夫君） ほかにご質問ございませんか。

西森議員。

○3番（西森信夫君） 3番、西森です。6款、1項、3目、農業水産業費の中の農業振興費の中で、下段ですが、メロン振興事業補助金189万4千円とあります。先般、メロン耕作者に対して500万ちょっとの補助があったんですが、これは新規ハウスに対しての補助ということでありましたが、この内容をお知らせ願いたいと思います。

同じ農業振興費の中の上になりますが、畑地化促進事業補助金407万3千円、これは水利権放棄の案件で18名分とありますが、これの内容もお知らせ願いたいと思います。

それとそれの上、化学肥料高騰対策支援金、これに関しては6,962tという報告がありました。件数にして何件ぐらいあるか、お知らせ願いたいと思います。

3件お願いします。

○議長（山田日出夫君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） それでは、ただいま、西森議員から質問がありました。6款、1項、3目、農業振興費のメロン振興事業補助金、こちらは9月の議会でも一度ご提案させていただきました。メロンを新たに作っていただける方にハウスの資材を助成するというので、9月の段階で議会の議決を受けたら、これから公募しますよということでお話しておいたはずですが、その結果、2件の新規で増反をしたいという方が現れました。その2件の方の総トータルの増反の坪数が申し上げますと644坪になっております。こちら9月の段階で、われわれで設定してたのが約400坪で1件分という予算立てをしておりましたので、とりあえずこの2名から手が挙がった方につきましては、私ども9月の予算でそれぞれの面積で上限まで交付決定をとりあえずさせていただいて、あと予算の不足した部分は、この12月議会に提案して、その差という部分を追加で今回お認めいただければ交付決定をさせていただくというようなことで提案をさせていただいています。つきましては9月との差額の189万4千円を今回提案させていただいたという経過にございます。

続いて、2点目、畑地化促進事業補助金、これにつきましては、土地改良区の脱退というような部分が伴いますので、土地改良区は水利権の部分なんですけども、その水利権を放棄しますよということ、やめる場合は土地改良区に農業者自身がお金を払わなければなりません。その部分を国が畑地化に誘導するために肩代わりをして措置するというようなもので、この部分につきましては、18名ということで説明をしております。この内訳でありますけども、国からこのトータルで407万3千円を今回提案させていただいてますけども、予算の都合上、1次採択と2次採択に分かれております。1次採択で先に採択

されたものが1名、2次採択で次に採択されるものが、まだこの2次採択は正式な決定はきてませんが、まもなく採択の見通しです。17名ということであります。ちょっと内訳を申し上げますと1次採択の1名分は訓子府の農業者の方であっても、その土地によっては北見土地改良区に加入して、北見土地改良区の水利権を払っていらっしゃる方がいます。そこから脱退するというので、その部分が1名分いらっしゃいます。残り2次採択の17名分は私も訓子府の土地改良区、その部分から脱退されるという方で17名というような形になっておまして合計で407万3千円という提案になっております。

3点目、化学肥料高騰対策支援金、これにつきましてトータルの数字は6,962tでありましたが、この部分、具体的な対象者はというようなことなんですけども、この部分については合計で249名いらっしゃいます。

以上でございます。

○議長（山田日出夫君） ほかにご質疑ございませんか。

谷口議員。

○7番（谷口武彦君） 7番、谷口です。7ページの6款、1項、6目、農業交流センター費、それから、あわせて7番の牧場費の同じく備品購入費なんですけど、農業交流センターの方はミキサーを購入すると。牧場費の方はブロードキャスターを受け購入するという話を聞きましたが、今回、何年かたって古くなったからということではありますが、今回の補正で出した要因を教えてくださいのと、今回、歳入の方で地域づくり交付金ですか、こちらがついているので、それで購入するのかなというところも思ったんですが、その理由をお知らせいただきたいのと、どんなものなのかをお互い詳しく教えてくださいなと思います。

○議長（山田日出夫君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 今、お尋ねのありました7ページ、6款、1項、6目、農業交流センター費の施設用備品、同じく、6款、1項、7目の牧場費の牧場作業機械、この部分なんですけども、議員がおっしゃったとおり両方とも農業交流センターについては平成12年に施設開設後、これまでパンとかカステラとか、そういった部分を町民の皆さまにご利用いただいて作っていただいておりますけど、そのミキサーがいよいよもって、25年ぐらい経過しましたんで、それが壊れてきたというような部分で更新を図るものであります。その部分につきましては単純に更新をしていくというような中身であります。

もう一つの牧場費のブロードキャスター、これにつきましても、現在の牧場で使われているブロードキャスターは平成23年式、これにつきましてももう十数年経過しております。この部分につきましても、より効率的に能力の高い部分のブロードキャスターを今回導入するというので、二つとも更新的要素が非常に強いものでございますけども、両方ともそれに見合った補助事業等がない状況で、今回、道の交付金を使いまして、この部分もまだ交付決定というところの許可までは下りておりませんが、大体、事業費の40%程度、交付金であてがわれてくるのではないかなというような目論見のもと、今回の議会に提案させていただいております。今回お認めいただければ、年内に二つとも入札とかを行って、年度末には両方とも機械を導入していきたいと考えております。

○議長（山田日出夫君） ご質疑ございませんか。

泉議員。

○10番（泉 愉美君） 10番、泉です。6ページの4款、1項、1目、保健衛生一般事業の中の不妊治療助成の件でお聞きしたいんですけれども、不妊治療は保険適用になったんですけれども、この先進医療については保険適用にならない部分についての補助のことなんでしょうか。3件分を見込んでいるということだったんですけれども、積算の内訳を教えてくださいと思います。

それと同じ6ページの6款、1項、3目、農業経営確立事業の中の化学肥料高騰対策支援金についてなんですけれども、私たち議員は一定の説明を受けたんですけれども、該当者の方への周知の仕方とか、あと申請の方法、あと交付の時期についてをお聞きしたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（関口好子君） ただいまの特定不妊治療の先進医療に関する積算の根拠なんですけれども、先進医療については、今回の助成についてはR4年の4月1日から特定不妊については保険適用になっていて、保険の不妊治療をしている方で、さらに先進医療が受けられるということで判断された方に対して、北海道と町とで先進医療の医療費にかかった5万円を限度額として、その10分の7を北海道と町で助成するものです。あわせて、不妊治療、この先進医療をやっている医療機関が道内、札幌と旭川と帯広、釧路にしか今のところないという状況もありますので、その交通費も合わせて3分の1というか、道と町で3分の2を助成するものです。5万円のうちの3万5千円を助成する3件分と、あと交通費が1万180円の3件分になります。

○議長（山田日出夫君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 6ページですね、6款、1項、3目の化学肥料高騰対策支援金の該当者への説明、周知の仕方、交付の時期、これについてお答えいたします。

該当者への説明については、この化学肥料高騰対策の支援事業は、北海道の既に行われた同じ性質の事業の上乗せ補助という形で実施するものでありまして、該当となる方がもう決まっております。そういったことから、事前に議会にも説明していたように、既にその249名の方にはあなたが該当になりますというような文書をお送りしまして、農協の組合員の方に対しましては、12月15日、2回に分けて、該当の方々に説明会を開いて、支援金を受け取る手続きをそのときに同時にやっていただくような予定であります。農協の組合員でない方は、その次の週の18日の週、1週間かけて該当の方に説明をして、同じような手続きをしていくような形で考えております。

この交付金の交付の時期ですけども、来年の1月末をめどに全員に交付をしていきたいと考えております。

○議長（山田日出夫君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（関口好子君） 今お答えした泉議員に対しての質問に対して、ちょっと答えてなかった部分があったので、答えさせていただきます。

特定不妊治療に関する先進医療については、ほかのいろんな治療と同じように先進医療については保険適用にはならないということで特定不妊のこの先進医療についても保険適用外の治療になります。

○議長（山田日出夫君） ご質問ございませんか。

余湖議員。

○8番（余湖龍三君） 8番、余湖です。2点だけお願いします。

6ページ、農業振興策の中の、先ほども質問に出ましたメロン振興事業補助金についてお聞きします。予定よりも多い数字が出て2件で644坪ということで大変うれしい結果になったんだと思うんですけども、この644坪増えるということは、来年度、生産の何パーセントぐらい増える格好になるのか、つかんでいるのを教えてください。

それと2件ということなんで、2件はメロンを作ってた農家の方なのか、新規の方なのか、そこら辺の内訳もお願いします。

それともう1点、7ページ、農業林産費の5番、農業基盤整備事業、新井山 川長寿化事業についてじゃないんですけども、こういう事業についてお聞きしたいんですけども、私が聞いたところによりますと、この新井山川じゃないんですけども、違うこういう現場の中で、これは道のお金が出てますんで、道の管轄になるのか。ただ担当は訓子府だと思うんですけども、そういう補修をしている現場とか、そういうところの監督というんですか、それはどういう形でやってるのかなとか、その現場というのは担当者の見回りとかそういうのは現実的にどういうふうになってるのか。数字の低いとこと出ないとか、見に行かないとか、大きいところは見に行くとか、そういうのがあるのか、そこら辺のことをちょっとお知らせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（山田日出夫君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） ただいま、余湖議員からご質問いただいた6款、1項、3目、メロン振興事業の部分でございます。

先ほどお答えしたとおり644坪が増えるということでございますんで、これがどのぐらいの比率になるのかと申し上げますと大体5%から6%の間ぐらいで今回増えることになるというようなことで私どもは認識しております。

あと2戸作ってらっしゃる方が新規なのかというようなことでありますけども、1件は元々メロン振興会であって、今回増反をするという方でありまして、もう1件はメロンをしばらく前は作っていたんですけども、またというような形で復活されるような、元々メロンは作れるんですけどもというような方であるということでございます。

○議長（山田日出夫君） 二つ目の質問については、新井山川との関連の形で答弁をお願いしたいと思います。

建設課長。

○建設課長（荒沢直樹君） 7ページになります。6款の農業水産業費なんですけども、工事のほう担当しますので、私の方から説明させていただきたいと思います。

7ページ、6款、1項、5目、農業基盤整備事業費の中の新井山川長寿命化減災工事ですけども、そちら昨年度被災を受けたところに対して、昨年度から事業化、来年度までの3か年で事業を行うものでございますけども、事業主体としては、あくまで町となります。そこで国からの補助55%、それと道からの補助として18%、合わせて73%が補助でくると。あと残りの27%については町費負担という形になります。あくまでも先ほど質問ありましたけれども、主体につきましては町ですので、町があくまでも発注をして、町の技術職、発注するのは建設課で発注してますので、そちらの方の土木の職員が監督員となって現場の方は、例えば段階確認ですとかそういう確認で現場の方は行かしていただい

ております。

以上です。

○議長（山田日出夫君） 余湖議員

○8番（余湖龍三君） それについて再質問です。ということは、町が監督ですから新井山川についても、その進行状況を確認には行ってるってことですよね。それでこういう事業については、ほかの全体の中でいろんな箇所やってますけれども、そこら辺もきちんと回ってらっしゃるということで理解してよろしいですか。

○議長（山田日出夫君） 建設課長。

○建設課長（荒沢直樹君） 新井山川だけではなく、ほかのところもうちとしては職員って2名しかいませんので、そちらが全ての発注の監督員行ってますんで、ちょっと忙しいですけども、各段階、現場ごとによる段階、あと立会等は必ず行うように指示してるところでございます。

以上です。

○議長（山田日出夫君） 議員の皆さんにお願いいたします。

補正予算の質疑にあたっては、ここに提案されている項目を逸脱しないように、ご留意を願いたいと思います。

ご質疑ありませんか。

西森議員。

○3番（西森信夫君） 6款、1項、7目、牧場費で質問をいたします。備品購入費の356万4千円、これはブロードキャスターという報告がありましたが、何年経過したものを入れ替えたのか、新規購入なのか、それから、キャパ、大きさなんですけど、何トン、2トン散布のものなのか、入れ替えなのか、また、この356万4千円というのは定価での価格なのか、ダンピングはないのか、そこら辺をお伺いいたします。

○議長（山田日出夫君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 今、西森議員からご質問のありました6款、1項、7目、牧場費、ブロードキャスターの更新につきましては、このブロードキャスターは、能力的に1.5トンです。今、使っているブロードキャスターが平成23年式だったので12年経過しております。だからこちらについては、今回導入が決定して、3月までに新しいものが納品されたら処分するというような考え方でおります。356万4千円という形で今回全体の金額を見積もっておりますけども、こちらはまだ参考見積もり程度で、正式にはこの予算の範囲内で設計金額というのを立てまして、3社、4社ないしの入札にかけていきますので、ここからは価格は下がるということで見越しております。内訳ですけども、肥料をまく機械ですから、ブロードキャスターと言われる本体の部分が180万で見通しております。そのブロードキャスターの上部につけるホッパーカバー、カバーの部分が18万、ワイドスプレッダーを運ぶトレーラーシャーシという部分で126万、それに税がかかって、合計金額を見積もっております。

以上でございます。

○議長（山田日出夫君） 質疑ございませんか。

大野議員。

○9番（大野良弘君） 大野です。私からは9ページの10款、5項、2目、公民館費の

中のPCB処理業務の関係で、変圧器の交換というふうにお聞きしております。これは全体数をお聞きしたいんですが、1台中1台で終わりなのか、例えば3台中1台で、今年は1台目なのか、2台目なのか、そこら辺、教えていただきたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤貴裕君） それでは、9ページの教育費、10款、社会教育費、5項、2目、公民館費の中の委託料になりますけれども、公民館維持管理事業費91万1千円ということになります。こちらにつきましては、昭和の時代から40年ぐらいたつ変圧器なんですけれども、何台かありましたが、最後の1台の交換ということで、公民館の屋上のキュービクル内にある電灯用の受電に使ってございました変圧器、これを交換するということになります。

ちなみにこの91万1千円の内訳も説明したいと思うんですが、こちらにつきましては、収集運搬費、これは運ぶためですね、こちらのためのお金が39万6千円とそれから苦小牧、専門業者になりますけれども、そこへ持って行って処理する金額が51万5千円、この合計額が91万1千円となっております。これ1台分です。

よろしくをお願いします。以上です。

○議長（山田日出夫君） ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 討論がないと認めます。

これより議案第71号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号の質疑を行います。議案書は12ページです。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

渡邊議員。

○2番（渡邊智大君） 2番、渡邊です。こちらの新しく多分届け出が必要になってくる部分だと思うんですが、そちらの運用について2点お伺いします。

まず一つ目、提出の場所と時期のことについてなんですけれども、提出場所が国保の関係なので医療給付係になるのか、国保税の関係なんで税になるのか。あと時期についてですけれども、一応今回は届け出、出産予定日の6か月前から行えるということなんですけれども、6か月前だと多分もう母子手帳とかはもらった時期だとちょっと早すぎる時期だと思うんで、妊娠されてる方だったり、その家族が届け出されると思うんで、できるだけ負担ないように届け出事務できるようにしてもらいたいんですけれども、いつごろ来てもらうことを想定しているのか。

あともう一つですけれども、予定日の時点で提出すると思うんですけれども、実際予定日どおり生まれることほとんどないと思うんですけれども、そういったときに変更の申請とかが必要になってくるのか。月がまたいで出産予定日と実際に生まれた日が変わったときだけ変更の届け等必要なのか、よろしくをお願いします。

○議長（山田日出夫君） 町民課長。

○町民課長（山田英知君） ただいま、国民健康保険税の産前産後の被保険者に対する減額の関係でご質問いただきましたけれども、まず提出の場所についてですけれども、税の課税については確かに町民課の方で行いますけれども、該当の方が今回の届け出をする先につきましても福祉保健課の医療給付の窓口を予定しております。

また時期について、届け出の時期についてのご質問がございました。6か月前からの届け出というふうな形となっておりますけれども、実際には、母子手帳を交付する際に保健師などと連携しまして、あらかじめ届け出の用紙を渡す予定をしております、かなり早い段階でお知らせできると思われまます。

また、2点目、出産予定日と異なる日に生まれた場合の手続きにつきましても、あらためて変更の手続きなどは想定しておりませんので、福祉の方でそういった誕生日というのは把握できますので、そういったあらためての手続きは想定しておりません。

○議長（山田日出夫君） ご質疑ございませんか。

大野議員。

○9番（大野良弘君） 大野です。今の話と関連しましてなんですが、これは国保の関係の町税条例の話なので、これだけ見れば納得できるんですけれども、私ちょっと気にしたのは、他の国保以外の例えば社会保険なり職員の共済とかも同じような制度があるのかというのを聞きたいんですが、というのはどういうことかという、お父さんは国保、主人は社会保険なり共済、そういった場合、その母親がどこに所属するかという話になると思うんですね、住民票で判断すると。ちょっと不安な部分もあるので・・・

○議長（山田日出夫君） 大野議員、この条例制定の範囲内の質問にしてください。

○9番（大野良弘君） それであれば形を変えます。そしたら、お母さんの住民票の所属がどこの時点で、その人の国保加入と認めるのかという話をお聞きしたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 町民課長。

○町民課長（山田英知君） ただいま、出産するお母さんの住民票など、どういった基準で判断するかというご質問でしたけれども、今回の国保の減額の部分につきましても、あくまで国民健康保険に加入している期間で判断しますので、そのお母さんが入っている期間で判断する形になります。

○議長（山田日出夫君） ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第72号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号の質疑を行います。議案書は16ページです。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) これより議案第73号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号の質疑を行います。議案書では39ページです。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第74号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第77号

○議長(山田日出夫君) 次に、追加議案となりました議案第77号 令和5年度訓子府町一般会計補正予算(第10号)についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書では66ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長(篠田康行君) 議案第77号の説明になります。議案書の66ページをお開きください。

議案第77号 令和5年度訓子府町一般会計補正予算(第10号)について、提案説明

をいたします。

令和5年度訓子府町一般会計補正予算（第10号）については、次に定めるものとし、第1条では、歳入歳出それぞれ1億4,646万2千円を追加し、歳入歳出それぞれ52億6,143万2千円としております。

第2項では、歳入歳出予算の款項の区分および金額は、67ページにあります第1表 歳入歳出予算補正によることを規定しているもので、これについてはご覧いただくこととし、その内容について、後ほど69ページ以降の事項別明細書の中で説明をさせていただきます。

第2条は、翌年度に予算を繰り越して使用することができる繰越明許費について、第3条では、地方債の補正について定めており、それぞれ第2表および第3表により説明をさせていただきます。

それでは、68ページの第2表 繰越明許費について説明をいたします。

この内容については、73ページの繰越明許費に関する調書をご覧いただきたいと思っております。

今回の補正は、7款、1項、2目、商工業振興費のプレミアム付商品券発行事業、10款、2項、1目、学校管理費の小学校空調設備整備事業、10款、3項、1目、学校管理費の中学校空調設備整備事業の3事業で、合計1億137万8千円を令和6年度に繰り越すものでございます。

それぞれの事業の財源内訳、繰越理由等につきましては、記載のとおりとなっております。

68ページに戻っていただきまして、下の表、第3表 地方債の補正は、今回の補正に伴い追加するもので、起債の目的は、小学校空調設備整備事業で限度額は3,350万円、中学校空調設備整備事業で限度額は1,870万円でございます。補正の理由は事項別明細書の中で説明をさせていただきます。

ここで74ページにあります地方債の年度末における現在高の見込みに関する調書をご覧いただきたいと思っております。

右端の下から3行目にありますように、令和5年度末の現在高見込み額は49億1,784万3千円となっております。

続きまして、事項別明細書の説明になります。

まず、歳出の方から先に説明をさせていただきます。70ページをお開きください。

3款、1項、1目、社会福祉総務費の事業区分、町民税非課税世帯等臨時特別給付金事業では、エネルギー、食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、国の低所得世帯への支援の財源を活用し、住民税非課税世帯に対し給付金を支給するものでございます。

1世帯当たり7万円を給付し、対象者は令和5年12月1日において訓子府町の住民基本台帳に記録されている方で、令和5年度分の市町村民税均等割が非課税世帯である世帯の世帯主でございます。

職員手当等では、時間外勤務手当として5万5千円を追加。

なお、この補正に伴う給与費明細書75ページに記載しておりますので後ほどご覧ください。

需用費の消耗品費では、コピー用紙と封筒を購入するため2万7千円を追加。

役務費の通信運搬費では、確認書などの通知にかかる郵送料として10万5千円を追加。
手数料では、給付金の口座振り込み手数料として20万5千円を追加。

使用料および賃借料は、電子複写機借上料として5千円を追加。

負担金、補助および交付金の住民税非課税世帯等臨時特別給付金は、対象世帯620世帯を見込み、1世帯7万円を給付することから4,340万円を追加。

次のページの7款、1項、2目、商工業振興費の事業区分、商工業振興対策一般事業では、電気料、LPガス等の物価の高騰に伴い、影響を受けている地域の消費活動の活性化、下支え等を目的にプレミアム率50%の商品券の発行、販売等を行うものでございます。

なお、使用期間は、令和6年1月16日から令和6年4月30日を予定しております。1冊6枚つづりで、額面1枚500円。2千円で3千円分の商品券を1人5冊までの購入を限度とします。

需用費の消耗品費では、改ざん防止用紙や封筒、トナーカートリッジ等の購入のため24万1千円を追加。

役務費の通信運搬費では、購入引換券の郵送料として15万7千円を追加。

手数料では、周知用広告折り込み手数料として1万7千円を計上。

負担金、補助および交付金では、プレミアム付商品券発行事業の事業主体となる訓子府町商工会に対する補助として2,546万1千円を計上。

その下の表の10款、2項、1目、学校管理費の事業区分、学校維持管理事業の工事請負費では、今年の夏の猛暑により臨時休校の措置を講じたことを踏まえ、今後も予想される猛暑に備えまして児童の熱中症対策や学校環境の整備等を目的に各小学校の普通教室、特別支援教室、職員室、校長室にエアコンを設置することから、エアコン設置事業4,642万円を計上。

次のページの10款、3項、1目、学校管理費の事業区分、学校維持管理事業の工事請負費も小学校と同じ理由により、各普通教室や特別支援教室、保健室等にエアコン機器を設置することから、エアコン設置工事2,948万円を計上。

その下の表の10款、6項、3目、給食センター費の事業区分、給食センター運営事業では、前年度に引き続き今年度も食材価格の上昇に伴い、給食材料費の予算に不足が見込まれることから、保護者の負担軽減を図るものでございます。

また、養殖ホタテの産地であるオホーツク海沿岸の漁業協同組合から常呂川流域の本町と北見市、置戸町がホタテの貝柱を購入し、学校給食に提供することで産地を応援しようとするものでございます。

学校給食材料費の不足分としまして78万円。ホタテ貝柱購入分で10万9千円であわせまして、事業費の賄材料費88万9千円を追加。

次に、69ページに戻っていただき、歳入になります。

まず、一番上の表の14款、2項、1目、総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、国からの現時点の配当額分を計上するもので、歳出で説明いたしました商工業振興対策一般事業、給食センター運営事業に対して2,347万6千円。住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業分に2,912万6千円で、あわせまして5,260万2千円を追加。

5目、教育費国庫補助金の1節、小学校費補助金1,289万5千円と2節、中学校費

補助金1, 069万9千円は、それぞれエアコン設置にかかる補助を計上しております。

中段の表の19款、1項、1目、繰越金では、予算の財源調整としまして前年度の繰越金1, 806万6千円の追加。

下段の表、21款、1項、8目、教育債の小学校空調設備整備事業債（補正予算債）3, 350万円、中学校空調設備整備事業債（補正予算債）1, 870万円は、各小学校のエアコン設置工事に伴う起債の借り入れでございます。

最後に配付しております資料1では、一般会計補正予算に係る投資的事業の資料となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上、令和5年度訓子府町一般会計補正予算（第10号）の内容について説明をさせていただきます。

ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

大野議員。

○9番（大野良弘君） 大野です。72ページ、10款、6項、3目の給食センター費の賄材料費の支援関係についてお聞きしたいと思います。

その中でホタテをお学校の方の給食で食べれるように支援ということでご説明ありましたが、これをやることになった経緯とございますか、誰かの提案だとか事情をお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） ちょっとホタテの支援、ご存知のようにALP^{アルプス}S^ス処理水の関係で中国の輸出がストップしている状態、町村会の内部の中で少し練りまして、ちょっと町村会としては、全部まとめていくということにはならなかったんです。今回、常呂川沿線沿い、そして網走川沿線、以降、斜網地区も含めて、だから二つのルートで、おのおの加工の漁港から、そういう製品を購入するということで支援をしていくということで、だから常呂川については、北見、訓子府、置戸でそういった支援をするというような形を進めていきたいと思っております。

○議長（山田日出夫君） 質疑ございませんか。

村口議員。

○6番（村口鉄哉君） 6番、村口です。70ページ、3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費の説明の一番下段にあります住民税非課税世帯等臨時特別交付金となっております。1点目でありますけれども、この「等」についてですけれども、先ほど予算説明では、住民税非課税世帯のみなのか、それともそれ以外にあるのかを教えてください。

二つ目に、同じく、ここの項目でありますけれども、基準日、令和5年度の町道民税賦課というような話をされておりましたけれども、前回のときについては、多分、賦課日って5月1日だと思うんですけれども、その時点での課税の状況ということでありますけれども、今回についても同じなのか。

また、例えば基準日が変更される、これが補正予算が可決されて基準日が可決された日、

要するに5月1日から今までの間で課税とされる対象が変わった場合については、この世帯について対象となるのか、この2点。

それと3点目、71ページとそれから72ページに10款、教育費、第2項、小学校費、第3項、中学校費、それぞれエアコンの設置工事、書いております。テレビ等で見ますと道立高校については窓タイプのような機種を選定されております。ですので、本町においては、小学校と中学校については、どういうタイプのエアコンなのか、多分天井タイプとか工場用とかっていろいろあると思いますし、家庭用もあると思いますので、今時点で分かるのであれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（山田日出夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（坂井毅史君） 70ページの3款、1項、1目の社会福祉総務費の負担金、補助及び交付金の住民税非課税世帯等臨時特別給付金ということで「等」とついてるのは他にもございますかということでしたけど、今回については、あくまでも住民税非課税世帯ということで、ごめんなさいこれ「等」入ってるんですけども、非課税世帯だけが対象ということになります。

それから二つ目ですけども、基準日12月1日で、国から示されている部分については、その時点での令和5年度課税の非課税ということですので、その間に修正申告等がもしくはあれば、あつて課税になったりすると、そこは対象外になることになると思います。

○議長（山田日出夫君） 教育次長・管理課長。

○教育次長・管理課長（高橋 治君） 71ページおよび72ページの小学校費、中学校費の学校管理費の中のエアコンの設置工事の部分で、タイプについてのご質問でございました。

基本的に天吊式といいまして、単相200ボルトを中心に、部屋の大きさによって能力が若干変わりますが、そんなのを中心に設置をいたします。唯一、居武士小学校の校長室だけは壁掛けにしておりまして、一般家庭用のものになります。

以上です。

○議長（山田日出夫君） 村口議員。

○6番（村口鉄哉君） 6番、村口です。再質問で、すみません、2点目にお聞きした質問の中で、私の方は逆なんですよね。課税されたという意味じゃなくて、5月1日から12月1日基準日だということですので、その中で世帯の中で課税されている方が転出したと。最終的に親が、お母さんとお父さんが残って、その方は年金で課税はされていないという方については、今回該当するのかどうか。お願いします。

○議長（山田日出夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（坂井毅史君） 大変失礼しました。世帯の状況変われば変わりますので、課税者、例えば2人世帯で、1人だけが課税で、その課税者が亡くなったりとか転出したたりして非課税の人だけが残れば、それは今回から対象ということになります。

○議長（山田日出夫君） ご質疑ございませんか。

谷口議員。

○7番（谷口武彦君） 7番、谷口です。71ページ、7款、1項、2目、商工業振興費の中の負担金、補助及び交付金、プレミアム付商品券を発行するということでしたが、1

月16日から来年の4月30日まで行うということで2千円の5冊1万円を1人という形も聞きましたが、家族のための引換券を送るという話だと思うんですけども、これ今までどおりの商品券だと思うんですが、何か別に特に変わったことをやるのかやらないのか。普通に今までどおりやっていたプレミアム商品券として同じように発行するのか。そちらの方をお聞きしたいのと、あと続いて、その下の10款、2項、1目、その次のページの中学校費の部分ありますが、私、一般質問したところでエアコンの話、設置ぜひしてほしいという話で、していただけるということでうれしく思っておりますけども、このエアコン設置、今いろんなタイプがあるので設置するというお話聞きましたけども、繰越明許費で来年度まで繰り越しするという話ですけど、これから入札金額も現に入札するとかという話もあると思うんですけど、来年の夏に間に合うようなことになっているのか、それから200ボルトの設置するというので電気の容量が足りるか足りなかっていうのはあると思うんですけど、そちらの工事の方も入っての金額なのか、エアコンが1台いくらで計算してるのかちょっと分からないですけども、そこら辺も詳しく分ければ教えていただきたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 副町長。

○副町長（森谷清和君） まず、1点目にありました7款、1項、2目、商工業振興費の負担金、補助および交付金のプレミアム商品券発行事業補助金等々のこのプレミアム商品券に関しての今までと変わらないのかというご質問でした。

これに関しましては、令和3年度にも行っておりますけれども、それと変わることはございません。

○議長（山田日出夫君） 教育次長・管理課長。

○教育次長・管理課長（高橋 治君） 71ページから72ページの小学校費、中学校費のエアコン設置工事の部分でございます。

まず、1点目、夏に間に合うかどうかということですが、そのようなことで間に合うような形で今後の入札、それから工事、発注をかけていきたいなということで考えております。

それから2番目に電源、電気工事の関係のお話でした。

まず小学校、訓子府小学校、居武士小学校につきましては、電気暖房を使っております、その電気暖房の部分、夏場使わないので、その部分の設備を使って、このエアコンを稼働させるということで、若干工事はありますが、その新設工事はございません。

ただ、中学校につきましては、電気暖房ではございませんので、新たに電源設備の工事が入りますので、その分につきましては、とりあえず夏までには間に合って設置をするということで予定をしております。

詳細といいますか、各所の台数等についてご説明をしたいと思います。まず、訓子府小学校につきましては、15部屋16台を予定しています。内訳ですが、普通教室に7室7台、特別支援学級の教室に6室6台、職員数これちょっと広いので1室2台、校長室1室1台。

居武士小学校は、全体で6室6台、普通教室につきましては3室3台、特別支援教室につきましては1室1台、職員室1室1台、校長室1室1台。

訓子府中学校です。合計で12室13台、内訳ですが、普通教室5室5台、特別支援学

級の教室4室4台、校長室1室1台、職員室1室2台ということでございます。

以上です。

すいません、一つ抜けておりました。訓子府中学校で保健室1室1台。

以上です。

○議長（山田日出夫君） ご質問ございませんか。

泉議員。

○10番（泉 愉美君） 10番、泉です。70ページの3款、1項、1目、住民税非課税世帯臨時特別給付金なんですけれども、実際に対象者の方にいきわたる給付の時期がいつごろになるのかを教えてくださいと思います。

それから71ページから2ページにかけての10款、2項、1目と10款、3項、1目なんですけど、エアコンの関係なんですけど、今、台数詳しく教えていただいたんですけども、全ての部屋にこれで網羅されているのかなと思ったんですけど、音楽室とか家庭科室とかそういうところには設置されないのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（坂井毅史君） 70ページの3款、1項、1目の住民税非課税世帯等臨時特別給付金のいきわたる時期ということだったんですけども、今回提案させていただいて、できる限り今、準備はさせてます。発送時期をできるだけ早くしようということで、もう今12月の中ほどきてるんですけど、12月にできたらいいなということでは言っていたんですけども、名簿の調整とか発送準備ありますんで、ちょっと早ければ早く出しますけども、1月、年明けたらすぐ発送に向けて準備してます。支払いの方も細かく分けて支払いしていこうと思いますので、申請あったらできる限り1週間とかそれぐらいでやっていこうと思っています。

○議長（山田日出夫君） 教育次長・管理課長。

○教育次長・管理課長（高橋 治君） 71ページから72ページ、小学校費、中学校のエアコンの設置工事についてのご質問でございました。

全ての部屋ですかということでございますが、先ほどご説明をさせていただきましたが、主に子どもたちが日常的にいる教室を中心に今回設置をさせていただきました。全ての教室となりますとかなり膨大な事業量になるということもありまして、今回ある程度精査をした中での設置ですが、既存のスポットクーラーいわゆる簡易エアコンがございますので、それをいわゆるそういう特別教室、音楽室等の特別教室で使用しながら、熱中症指数も鑑みながら、場合によっては授業の変更、授業内容の科目の変更をしながら、その辺は臨機応変に対応しながら、子どもたちの健康を害さないような形で授業を進めていきたいと考えておりますのでご理解願います。

○議長（山田日出夫君） ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 質疑がないようなのでこれをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第77号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第78号

○議長（山田日出夫君） 次に、同じく追加議案であります議案第78号 訓子府町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書は76ページです。

町民課長。

○町民課長（山田英知君） 議案書の76ページ、議案第78号 訓子府町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

訓子府町手数料条例（平成12年条例第8号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

今回の条例改正は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

それでは、記以下についてご説明させていただきます。

改正条文は、76ページから77ページまで記載しております。

また、新旧対照表につきましては、78ページから81ページまで記載しておりますが、ご説明につきましては、82ページをご覧いただきたいと思うんですけども、そちらの概要資料をご覧いただきながら行わせていただきたいと思います。

まず、今回の改正の経緯でございますが、戸籍に関する手数料につきましては、地方自治法において、全国的に統一して定める必要があるものとされておまして、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が定める額を標準として条例で定めることとなっております。

今回はその条例が先週の12月6日に公布されて間がないことに加え、令和6年3月1日に施行されることにあわせた条例改正を行う必要があることから、本議会において追加提案させていただきました。

今回は9項目の改正となりまして、施行日は3月1日となります。

まず、項目1につきましては、戸籍謄本等の交付手数料について、広域交付による交付の場合を追加する改正となります。

これは3月1日から本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍謄本等の交付請求が可能となるものによるものです。

また、今回の改正にあわせまして、各項目の文言につきましても、政令に合わせた表現に変更しております。主に戸籍法などの引用法令の記載を追加するなどの文言整理となっ

ております。

次に、項目2の戸籍の記載事項証明書の交付手数料につきましては、ただいま、ご説明した内容の文言整理のみの改正となっております。

次に、項目3につきましては、新規の事務となりますが、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料400円が追加となります。これは電子的な戸籍証明書を提供してもらうためのパスワードを発行するときの手数料と考えていただければ良いと思います。例えばパスポートの発給申請を行う際に申請先の北見市に訓子府町で発行したパスワードを提示することにより、北見市の職員が電子的な戸籍証明書を確認することができるようになりますので、戸籍謄本などの添付が不要となります。

また、※印で記載しておりますけれども、申請者がマイナンバーを利用したネットワーク情報システムでありますマイナポータルを使用して発行を受けた場合は、手数料は徴収しないこととしております。

次に、項目4につきましては、除籍謄本等の交付手数料について、広域交付による交付の場合を追加する改正となります。項目1の戸籍謄本と同様に、3月1日から本籍地以外の市区町村の窓口でも、除籍謄本等の交付請求が可能となることによるものでございます。

次に、項目5の除籍の記載事項証明書の交付手数料につきましては、文言整理のみの改正となっております。

次に、項目6につきましては、項目3と同様に新規の事務となりますが、除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料700円が追加となります。これは電子的な除籍証明書を提供してもらうためのパスワードを発行するときの手数料であります。

なお、こちらもマイナポータルを使用して発行を受けた場合は、手数料を徴収しないこととしております。

次に、項目7につきましては、届書等情報内容証明書の交付を追加しております。この届書等情報というのは、例えば婚姻届などの届書の書類をスキャンして、イメージデータ化した画像情報のことでありまして、その内容にかかる証明書の交付請求が可能となります。

次に、項目8につきましては、届書等情報の内容を表示したものの閲覧を追加いたします。その情報の内容としては項目7と同様のものとなります。

最後に、項目9につきましては、戸籍手数料にかかる項目を2項目追加することにより、号数が2号ずつ繰り下がることに伴いまして、条例第4条第2項の犬の登録手数料等の減免にかかる規定中にある号数を変更する文言整理となります。

以上、訓子府町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山田日出夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか

大野議員。

○9番（大野良弘君） 9番、大野です。今の説明の中の82ページの表の4項目目の除籍謄本等の説明があったところですが、これちょっと説明聞いてて分からなかったもので、確認なんですけど、広域交付が可能になったというふうに単純に考えたときに、例え

ば私の例えばおじいちゃんが例えば青森にいました。そこで亡くなって除籍謄本は青森のある市町村にあります。それを私が請求したら直系なので交付がされるのか、訓子府で交付されるのか、そういうふうに変ったというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（山田日出夫君） 町民課長。

○町民課長（山田英知君） ただいま、除籍謄本等の交付手数料につきましてご質問いただきました。

例えば祖母の戸籍を本籍地じゃないところで請求できるのかというところですが、戸籍の請求する権利がある方については、今までと同様の取り扱いとなっておりますので、可能となると思います。

○議長（山田日出夫君） 大野議員。

○9番（大野良弘君） それでは、おじいちゃんの戸籍謄本が本籍が青森で亡くなってある市町村にあると、それを訓子府の私が訓子府の役場に行って申請したときに訓子府での情報を引き出してプリントアウトして証明書にしてくれるということでしょうか。

○議長（山田日出夫君） 町民課長。

○町民課長（山田英知君） ただいま、大野議員おっしゃるとおりの内容となります。

○議長（山田日出夫君） 大野議員。

○9番（大野良弘君） それでは、そこでちょっと気になるのが、除籍謄本は法律上、今150年経ったら管理しなくていいことになっています。そして、明治の何年間までは80年という基準がありましたので、となりますと80年といたら2代。だから、ひいおじいちゃんの請求をしても交付されない場合があります。それ全国统一なものですから、どこの市町村が80年で切ったのか。150年までOKなのか。今200年もし、たっぴいてたとしたら可能なのか。そこら辺は分かりますでしょうか。分からなかったら分からないでいいです。後日でもいいです。

○議長（山田日出夫君） 町民課長。

○町民課長（山田英知君） ただいま、ご質問いただいたどれぐらい前の分とか、そういった部分で言いますと、除籍謄本などは一部データ化されてないところがあるというのは、担当の方に聞いておまして、その部分につきましては、ちょっと広域交付の対象とならない、ちょっとご説明申し上げてなかったんですけども、そういった部分もありますので、あまり古いところについては難しいのかなというふうに考えております。

○議長（山田日出夫君） ご質問ありませんか。

村口議員。

○6番（村口鉄哉君） 6番、村口です。同じく82ページ、基本的な考え方をまず教えていただきたい。

広域交付の範囲というのは全国を意味しているのか、どこまでなのか教えていただきたい。

あと今の大野議員でも言われましたけども、戸籍については2種類。今言われた電子タイプとそれから手書きタイプだと思います。電子タイプ、電子タイプって印字でされてる部分と手書きの部分がある。要するに戸籍と原戸籍、原戸籍まで取れるのかどうか、この2点についてお願いしたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 町民課長。

○町民課長（山田英知君） ただいま、広域交付のできる範囲が全国なのかという一つ目のご質問でありますけども、そちらは全国となっております。

また、二つ目のご質問、原戸籍の部分の関係につきましては大変申し訳ないんですけども、ちょっと取り扱いについては承知しておりません。必要でしたら後日回答させていただきます。

○議長（山田日出夫君） 谷口議員。

○7番（谷口武彦君） 7番、谷口です。今いろいろ説明を受けました。これ3月1日から変わるといことですけども、町民にはどのように説明をするのか教えていただきたいと思ひます。

○議長（山田日出夫君） 町民課長。

○町民課長（山田英知君） ただいま、今回の改正に関わる周知の仕方、ご質問いただきました。

施行日は3月1日ということで、かなりもう間近に迫ってきておりますけども、広報やホームページなどを使って周知していきたいと考えてございます。

○議長（山田日出夫君） 町民課長に申し上げます。

先ほどの後日回答ということは、ちょっと困るんですよ。本会議で出た質問については、できれば会議中、もしくはこの会議の後、我々会議してますんで、その時間帯に最低でも回答を届けていただきたいと思ひます。

○7番（谷口武彦君） 谷口議員。

○7番（谷口武彦君） 今の広報等で説明するという話がありました。あの大変難しく分かりづらい内容であって、町民がこの表を見ても全く意味が理解できないんじゃないかと思ひますので、分かりやすく、できれば本当にもう漫画チックでもいいですので、分かりやすい周知をしていただきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（山田日出夫君） 町民課長。

○町民課長（山田英知君） 今いただいたご意見を参考にしながら周知については分かりやすく、考えていきたいと思ひます。

○議長（山田日出夫君） ほかに質問ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 質疑がないようなので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

反対討論ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 賛成討論ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第78号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

町民課長。

○町民課長（山田英知君） 先ほど原戸籍についてのご質問、お待たせいたしましたけれども、確認しましたところ、電算化されているものにつきましては、出せるということで、他のと同じようにされてないものについては出せないということですので、よろしくお願いいたします。

◎閉会の宣告

○議長（山田日出夫君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、令和5年第4回訓子府町議会定例会を閉会いたします。

皆さん大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時34分